

平成 20 年第 2 回多賀城市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 20 年 6 月 16 日（月曜日）

◎出席議員（21 名）

議長 阿部 五一

1 番 柳原 清 議員

2 番 佐藤 恵子 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 雨森 修一 議員

8 番 森 長一郎 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 石橋 源一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 高橋 弘

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 坂内 敏夫

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 正雄

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 内海 啓二

総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

建設部次長(兼)都市計画課長 鐵 博明

副理事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 菅野 昌彦

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 鈴木 建治

教育部次長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 松岡 秀樹

主幹(兼)議事調査係長 佐藤 良彦

主査 鴫田 和子

主事 藤澤 香湖

午前 10 時 00 分 開議

○議長（阿部五一）

おはようございます。

岩手・宮城内陸地震におきます当市の対応、そして被害状況につきましては、ただいま当局の方から報告があったとおりであります。震源地に近い岩手県の奥州市、一関市、また、宮城県栗原市の被害状況等については、連日、テレビあるいは新聞で皆さんごらんとおりであります。

被害が非常に大きかったわけですが、亡くなられました方々の御冥福と被災者に対しまして、心からお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興・復旧を念ずるものであります。

○議長（阿部五一）

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 2 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部五一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において佐藤恵子議員及び深谷晃祐議員を指名いたします。

日程第 2 一般質問

○議長（阿部五一）

日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、いつも言われることではありますが、質問者並びに回答者は簡潔に要領よく発言し、議事の進行に御協力をお願いいたします。

18 番昌浦泰己議員の登壇を許します。

（18 番 昌浦泰己議員登壇）

○18 番（昌浦泰己議員）

質問に入ります前に、一言申し上げます。

去る 6 月 14 日、午前 8 時 43 分ごろに発生した平成 20 年岩手・宮城内陸地震によりお亡くなりになられた方々に、ここに謹んで哀悼の意を表します。

また、被害を受けられた皆様には、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。

地震の名前にもありますように、深刻な被害を受けた被災地は、同じ県並びに隣県であります。当然とは存じますが、本市としてもできる限りの救援策、被災者への援助をお願いいたします。

私の質問は 3 点です。

まず最初に、「多賀城創建 1,300 年・大伴家持生誕 1,300 年に関する本市の取り組みについて」であります。

今年 4 月、ゆるキャラの代表の感がある、平城遷都 1,300 年祭マスコットキャラクターの愛称が、「せんとくん」と決定したという報道がありました。奈良の地に平城京が誕生して 1,300 年となる 2010 年まであと 2 年、平城遷都 1,300 年祭に多くの方々に御来場いただくため、記念事業の魅力やメッセージを発信するという、大切な役割を担うためのマスコットキャラクターの愛称です。

「ゆるキャラ」とは、ゆるいキャラクターを略したもので、国や地方公共団体、その他の公共機関等が、イベント、各種キャンペーン、村おこし、名産品の紹介などのような地域全般の情報 PR、当該団体のコーポレートアイデンティティーなどに使用するキャラクターのことです。

実は、この「せんとくん」には、同名の先輩キャラクターが神戸市のイベントで既に活躍していたのです。神戸市兵庫区の平野地区で続いているイベント「福原遷都まつり」の「セントくん」、最初の「セントくん」は片仮名の「セントくん」ですが、こちらの「せんとくん」は平仮名でございます。

奈良県などでつくる 1,300 年祭の事業協会は、「同名キャラの存在は知っていたが、商標登録をしておらず、大丈夫だと思った」とのこと。「セントくん」は平清盛が福原京に遷都したことにちなみ武将姿、遷都まつりは平野地区の住民が、阪神大震災の復興イベントとして平成 17 年から始め、毎年開催しています。ゆるいキャラクターゆえの同名命名でしょうか。

この「せんとくん」の発表の記事を見て、「そういえば、多賀城の創建は大伴家持もこの時代に生きた人だ」と私は思いました。歴史の年表を見て、「何と立派な平城京」と覚えた西暦 710 年、平城京が誕生しました。2 年後に平城遷都 1,300 年祭を計画している奈良県や奈良市は、その準備に余念がありません。

平成 9 年 3 月 14 日に、奈良県が準備のための「平城遷都 1,300 年を考える奈良の会」を組織し、発展的に平城遷都 1,300 年記念事業協会に受け継がれております。平城遷都 1,300 年祭は、足かけ 14 年の歳月をかけて準備していることになるわけです。

さて、奈良とは密接な関係にある多賀城の創建を示す多賀城碑には、多賀城が神亀元年、西暦 724 年、大野朝臣東人によって設置されたと記されています。西暦 2024 年に多賀城創建 1,300 年となるわけです。

その 100 年前、1924 年（大正 13 年）は、前年の 1923 年（大正 12 年）9 月 1 日に関東大震災が発生し、日本では東京や大阪などの大都市で百貨店が営業を始め、ラジオ放送や雑誌の創刊が行われました。

しかし、地方は余り景気の恩恵を受けているとはいいがたく、また、一般大衆の選挙権を求める運動や、労働争議や小作争議が相次ぎました。

我が多賀城に目を転じれば、多賀城市史第 2 巻巻末の年表によれば、「笠神、一本松付近の水面約 3 万 5,000 坪を県が埋め立て、耕地とする案に同意」と記載されております。恐らく村議会が同意したのでしょう。当時の状況からはとても多賀城創建 1,200 年祭を祝うという余裕などないのが見てとれます。

今世紀は、多賀城創建 1,300 年祭を開催できる環境にあると私は思います。

また、大伴家持は、西暦 718 年（養老 2 年）に生まれ、西暦 785 年（延暦 4 年）に没しております。多賀城で没した奈良時代の政治家・歌人、36 歌仙の 1 人である大伴家持が誕生して 1,300 年後は 2018 年であります。

そこで、いささか時期的に早い感がありますが、質問要旨に記入した、

(1)本市は多賀城創建 1,300 年・大伴家持生誕 1,300 年祭を開催する意思はありますか。

(2)開催するのであれば、もう準備に入るべきと考えるが、当局のお考えはいかに。

(3)大伴家持生誕 1,300 年祭開催の折は、家持ゆかりの奈良市、太宰府市と連携しての取り組みも視野に入れられるのか、市当局のお考えをお聞きいたします。

2 点目の質問は、「水道行政について」であります。

今年 2 月 18 日の平成 20 年第 1 回多賀城市議会定例会において、菊地健次郎市長は、議案第 14 号 多賀城市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について並びに議案第 15 号 多賀城市水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例についての提案理由の説明の中で、「かねてより、厚生労働省から市町村ごとの水道事業の経営基盤強化のために、広域統合の方向性も示されており、その是非、可能性について、経営的視点により、精査、分析が必要になってまいります」と言及されました。

また、上記条例案審議の中、伏谷修一議員から、「広域行政の区分、2 市 2 町か 2 市 3 町かわからないが、多賀城が今からそういったイニシアチブ、主導をとっていかなければならないと再認識したが、その辺いかがか」という質問に対して、菊地市長は、「恐らく、水道事業も広域性を持たせてというふうな話がありましたけれども、2 市 3 町の首長さん、合併の問題は余り出さないのですけれども、恐らくここ 10 年ぐらいの間には、合併ということも恐らくはやらなければいけない時代に入ってくるのではないかとということでございまして、それは今からなのだ、10 年先も考えているのかと言われますけれども、やはりそういうものも視野に入れなければいけない。昔ですと、これはすべてが 2 市 3 町の中の塩竈が中心でございました。今、多賀城市が 6 万 3,000 人ぐらいですか、塩竈が 5 万 9,000 人ということになりましたので、約 3,000 人以上離れてきた。2 市 3 町の首長さんたちで集まったときは、『何だよ多賀城、もう少しリーダーシップをとってもらってもいい』というような、そんな話も、これは恐らく過去には例のなかったようなことございまして、やはりその辺のことも考えなくてはいけないのではないかとというふうに思っております。ですから、全く雲をつかむような話ではございません。やはりここ 10 年先を考えた上で、ぜひとも管理者を置きたいということでございしますので、ぜひ御理解のほどをよろしくお願いいたします」と回答されております。

その回答を受けて、伏谷議員は、「昔は塩竈市がリーダーシップをとっていたことがわかった。これからは、やはり多賀城がそういったところの状況判断を踏まえて、いろいろやっていかなければならないのかと。やはり、隣人も愛せよというそういう精神もこの多賀城が持っていくべきなのかということも考えました」と述べられております。

さきの提案理由、菊地市長と伏谷議員との一連のやりとりを、議事録をつぶさに読ませていただきますと、水道事業に関して、厚生労働省としては、広域化の道を模索するよう、市町村に働きかけていること。

2 点目は、2 市 3 町の首長の間では、水道事業統合等で多賀城がイニシアチブをとることが、他の自治体の首長から、言葉によって意思表示されているように見受けられます。

3 点目は、水道統合は雲をつかむような話ではないので、来るべき統合に向けて管理者を置き、その日に備えるとも受け取られるようです。まさに、遠大かつ時間的スケールの大きいお考えを菊地市長はお持ちのようであります。

千賀の浦の地、後の塩竈に、江戸時代から我が先祖が暮らし続け、菩提寺も塩竈の寺である私としては、塩竈と多賀城の地位的逆転を、人口比並びに首長等の意識の変化を言葉になぞらえた菊地市長のお話に、今日の塩竈の凋落に一抹の寂しさを感じました。

さて、ここまで提案理由や議員への答弁できっぱりと話されたからには、2市3町の水道統合は既定の事実となっておられるのでしょうか。今回の一般質問で、市当局の水道への思い、今後の構想をお聞きしたいと存じます。

よって、通告書の質問要旨に記入した、本市の水道の将来像はどのようなものか、2市3町による広域化か、思い切って民営化に踏み切るのか、これまでどおり市単独で運営するのか、市当局の見解を伺います。

3点目の質問は、「技術職職員の人材育成について」です。

私のもとの仕事が仕事ゆえに、人事異動内示書を読むことは私の一大関心事であります。異動のあるたびに必ず目を通し、同期入所組や同じ年の人がどのように動いたか、先輩や後輩がどの部署についたか、努めて頭にたたき込んでおります。

さて、今年4月1日付の人事異動内示書を読み進み、いよいよ上水道部のページになり、見ていくうちに素朴な疑問を持ったので、つづりをひもとき、以前の内示書と見比べました。

明らかに技術職と思われる方2名が、上水道部在職3年と1年での異動でした。また、管理職として在勤した工務課長補佐(兼)上水道施設係長事務取扱の方が、在職1年で異動という内示でした。

今年3月4日の予算特別委員会での議案第32号 平成20年度多賀城市水道事業会計予算の審議の中で、私は委託料について質問をした中で、長田工務課長は、「水道の技術というそういったものは、なかなか維持するのは大変だというふうに思っています」と答えています。その後、「水道生え抜き職員は何人か」という私の問いに、長田工務課長は、「3人いる」と答えています。そして、この3人の方たちが抜けたとき、上水道部としては、その技術をちゃんと継承する職員がいるかどうかの私の問いに、長田工務課長は、「大変なことは大変でございます。ただ、そのためにもやはり若い職員に来ていただいておりますので、その方、職員に対して、個別に毎日現場に連れて行って、我々が一番懸念するのがバルブ操作なのです。バルブ操作の、何ですか、持っている人の勘、何回もそれを経験して、体験して、初めてそのバルブが操作できるものですから、そういったものを今、その若い職員の方々に、日夜、つきっきりで別な職員が教えているような状況になっております。ですから、本来であれば、もっともっと時間があればいいのですけれども、あと5年もすると、今の3人の方、特に一番知識を持っている、ノウハウを持っている職員がやめてしまうと、その辺はなかなか苦しいのかと思っておりますが、日夜そういった形で若い職員たちを鍛えている、というとおかしいかもしれませんが、そういった形ではやっているつもりでございます」と答えてくれました。

さて、まさに現場の叫びと私は思い、こう質問を続けました。「今のお聞きになりましたか。水道というのはバルブという圧力がかかっているのです。これの操作を間違えると大変なことになってしまうのです。今、まさに水道の課長が答弁したとおりなのです」、一部省略します。「ですから、水道の特殊性というものをやはり考えた人事というものを構築していかなければならないし、今、私の質問を聞いていただいて、やはり企業としての技術職の独自の採用方法ということも視野に入れて検討してください」と申し述べて、次の質問を続けました。

この後、竹谷英昭議員が、みずからの経験を踏まえて、水道という業務の特殊性、人事のあり方を質問されました。

このような質問がなされて、市の幹部が一堂でこのやりとりを聞かれたにもかかわらず、4月1日でのさきの異動です。現場は失意と無気力感にとらわれてはいないでしょうか。長田工務課長が答弁されたことは、水道、特に工務課の職員全員の血の叫びではなかったのでしょうか。少なくとも私は、議員、職員の隔たりを超えて、共通の認識に立った質問と答弁であったと理解しています。

私が通告書に万感の思いで書いた質問要旨、

(1)市の各部局に配置されている技術職職員のジョブローテーションの現況はどのようなものか。

(2)今年4月1日の人事異動を見ると、水道在職3年1名、在職1年2名が市長部局に異動となっている。特に在職1年での異動はいかなる理由からか。

(3)どの分野でも技術の習得（特に水道）には相当数の年限が必要と思料するが、技術職の水準について、人事担当部局はどのようにお考えか。市当局の御見解を伺います。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

昌浦泰己議員の御質問にお答えいたします。

第1番目の質問でございますけれども、多賀城創建1,300年祭に関する本市の取り組みにつきましては、平成18年第3回定例会の藤原議員の一般質問でも回答しておりますとおり、私の政策構想は、伝統ある歴史のまちとしての「史都 多賀城」と、美しく、誇り高いポエムシティとしての「詩都 多賀城」のイメージを、まちづくりに具現化していくことにあります。

したがって、「遠の朝廷」と言われたころの多賀城の姿を、容易に思い浮かべることができるような街並みの形成に合わせて、市民の皆様が悠久の歴史に培われた郷土多賀城に、誇りと自信を持てるような施策の展開に、鋭意努力しているところでございます。

このようなハード・ソフトの両面から、施策をバランスよく推進し、市民の機運が盛り上がったところで、多賀城創建1,300年祭を開催したいと考えております。

なお、大伴家持生誕1,300年祭についてでございますが、大伴家持は本市にゆかりのある人物ではございますが、本市は終えんの地と言われており、現時点では生誕祭を行うことは考えておりません。

また、3番目に、家持ゆかりの奈良市と太宰府市等と連携しての取り組みを、視野に入れられるのかということでございますけれども、太宰府市の市長さんにはこの間お会いしてまいりまして、1,300年祭ですね、あの遷都1,300年祭を奈良で行うときには、「太宰府市の市長さんも立会人になってくださいよ」というふうなことだけはお願いしている次第でございます。

次に、水道の広域化等の御質問につきましてでございますけれども、政策的なことでございますので、私の方から回答させていただきます。

平成 11 年 10 月に塩釜地区水道協議会で、2 市 3 町の水道事業の広域化に関する調査・研究について勉強会を立ち上げ、協議を行いました。広域化を進めるに当たっての料金の格差、人事、組織上の問題点等から、統合に時間を要すること、及び各水道事業体の経営状況や地理的条件等を総合的に勘案して、合理的な形態がとられるように、引き続き広域化によるメリット、課題等の調査・研究を行う必要があるものと結論づけました。

その後、平成 17 年度宮城・黒川地区で構成する「2 市 6 町 1 村未来都市づくり研究会」において、水道の広域化について勉強会を開催しましたが、結論としては、2 市 6 町 1 村で全体の協議を行い、統一した方向性を見出すことは困難な状況であり、同研究会における研究・調査資料を用いて、おのおのの市町村が今後の方向性を検討することが必要であるというものでございました。

当市にとっては、広域化のメリットは十分にあるものと思っておりますので、他市町村に呼びかけ、さらに検討を重ねてまいります。

なお、民営化については考えておりません。

3 点目の、技術職員の人材育成についてでございますが、これからの行政においては、多様化する市民ニーズや進展する地方分権に対処するため、幅広い視野を持ち、従来の常識や価値観にとらわれずに、新たな課題に挑戦する人材が求められております。

このことから、組織全体で人材育成を行う視点から、おおむね 35 歳までの若手職員に対し、一定期間、計画的に業務の異なる各部門の職務経験を積み、自己の適性を把握するとともに、必要とされる能力の開発を促す機会としてジョブローテーションを行っております。

技術職員のジョブローテーションについても、当該技術職員が今後のキャリア形成にかかわるであろう関係部署に配置しているものでございます。

次に、上水道部に所属していた職員に対することし 4 月 1 日付発令の人事異動の異動理由ということでございますが、人事異動を行うにおいては、職員の在職年数に限らず、さまざまな要因を総合的に判断しております。

個別の異動理由等につきましては、任命権者の専権事項でありますので、回答は差し控させていただきます。

次に、技術職の水準についてでございますが、議員が言われるように、やはり技術を習得するまでには相当の年数が必要と考えております。

通常の人事異動の基本方針としましては、在課年数が 5 年を超えないことを基本的な考え方として、在課年数 3 年以上の職員を対象に人事異動を検討し、実施することとしております。

技術職員に対しても考え方は同じですが、技術の継承は今後の継続的な行政経営を考えたときに必要不可欠なものでありますので、経験豊富なベテラン職員から若手職員への技術継承が円滑に行われるよう、人事面でも配慮をしているところでございます。

さらに、今年度においても、民間経験のある技術職員の採用募集をする予定であり、将来を見据え、職員構成上もバランスのとれた組織となるよう体制を整えることとしております。

技術職員の水準の維持及び向上を図ることは、今後の行政経営の課題ととらえておりますことから、人事面でも引き続き配慮に努めていく所存でございます。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰已議員。

○18 番（昌浦泰已議員）

1 点目なのですがけれども、家持の生誕祭はお考えになっていないと。

あと、いずれその時期が来たときには、それなりのことをなさるということでございます。

今般、私が質問したのは、奈良でさえ 14 年かけてやっているのですから、もしやるのであれば、早目に組織等を立ち上げて、お祭りがすべてうまくいくように準備に怠りのないようにしてほしいということで、1 点目の質問はさせていただきます。

さて、2 点目なのですがけれども、まあ、水道協議会、2 市 3 町の勉強会、それから 2 市 6 町 1 村での勉強会と、そういうことで統合の方に向けて、ちょっと今、無理なような状況であるということはわかりました。

では、ちょっと最後に、形を変えて 1 点だけお聞きしておきたいと思います。2 番目の質問に対しては、2 市 3 町の首長がそろった席で、水道の広域化に関して議論はなされたのかどうかということだけ、一応確認しておきたいと思いますので、御答弁いただきたいと思ひます。

また、水道の広域化なのですがけれども、仙台市を除く今の各市町村が、すべて県の広域水道で統合され、宮城県が均一料金体制となるような道を、市長はお考えを持たれておるでしょうか。市長就任前は宮城県議会議員であった市長さんでございますから、その辺あたりは十分に県議会時代にお考えになって、研究されておられると思いますので、とりあえずこの質問の 2 のことに関しては、この 2 点を御答弁いただきたいと思ひます。

それから、3 点目なのですがけれども、いろいろと質問申し上げた中で、回答はあったのですがけれども、私の一般質問の原稿の中であったように、経験豊富な方から新人の方が円滑に技術の継承がされているようだという話を、言及されておられましたけれども、それでは、3 点目に関しまして、仄聞するところ、先ほどの質問でも引用した長田工務課長が水道の生え抜き 3 人として答弁してくれた 1 人が、つい最近退職願を出されているのです。そのように漏れ聞いております。これは本当でしょうか。

そして、もし事実であれば、当局としては、その方を慰留されておられるのですね。そのことをお聞きしたいと思ひます。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

2 市 3 町での水道の広域化でございますけれども、私が市長になってからは、その話が出たことはございません。

ただ、やはり広域化というのは、これから図っていかなくてはいけないものだというふうには私も思っております。

今回の岩手、宮城で起きた地震災害ですが、やはり、例えばダムが崩壊したなどというようなことがあるかもしれませんね。ただ、水源が果たして同じところから取ってきていいのかという問題も、恐らく今後起きてくるのではないかというような思いもございまして、

そういう点では、水源が別々なところとの広域化とか、そういう危機管理の面でも、そういうことも考えなければいけないのではないかというふうな思いはいたします。

それから、仙台市を除いて均一料金でという、私が県議をやっていたので、考えているのではないかというふうな話でございますけれども、私も初めて聞いたわけでございますけれども、これはちょっと、仙台市を除いてすべて均一料金でというのはなかなか、水源も違いますし、難しいことではないのかというふうに私は思います。

3点目の、長田工務課長の件につきましては、水道事業管理者の方から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（阿部五一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

3点目の、技術者の3人のうちの1人が退職願を出したというのを聞きました。慰留しているのかと、したのかというお話でございますけれども、3人のうちの1人というのは、彼なのだろうと今思っていますけれども、一応出されました。

ですけれども、私も、技術の継承というのは非常に大事なことでございますので、どうしても残っていただきたいというこころの思いが強かったですので、慰留をしまして、今はもうそれを撤回しまして、元気に働いていただけるということでございます。

○議長（阿部五一）

18番昌浦泰己議員。

○18番（昌浦泰己議員）

今の管理者の御答弁なのでございますけれども、まさに、私、質問の中で言っているでしょう。現場の方で、4月1日の人事異動を受けて、やる気をなくしたのですよ。一生懸命になって、つきっきりで教えた人が1年で異動ですよ。私だってやる気なくすかもしれません。そういう状況なのです。やんわりと聞いたけれども、私のこの各質問の要旨というのは、そういう思いが散りばめられた要旨なのです。

ですから、市長、ここにコピーをとってきていますけれども、平成20年3月8日の予算特別委員会の会議記録、この中でも随分、市長は、いろんな議員たちに対して、「今後、技術の継承はきちんとやっていく」というふうなことをおっしゃっているのです。

今、お答えになられた、4月1日付で管理者を置かれていますから、その前までは、市長、あなたが人事異動の担当者であり、責任者なのですよ。差し控えますという御答弁でしたから、「ああ、そうなのか」と。しかしながら、私はそういうふうには受けとめました。恐らくは辞表を出したというのは、「もうやる気がないわ」という感じではないですか。「私がやめた後、多賀城市水道、君たちに担ってもらいたいから」ということで、一生懸命、誇張でも何でもないと思いますよ。恐らく課長の「日夜つきっきりで」というのは、何かにつけ、現場に連れていくというのは、技術屋というのは、現場を知っていなければだめなのです。

天の配剤か、私がこの質問を出したときに、まさに6月14日、大きな地震があって、被災者は何と言っているか。あるいは、あの地域は酪農をやっているのです。水が足りない。やはり、なぜ基礎自治体である市町村が水道を担っているかといったら、電気とかガスな

どよりも一番人命にかかわる問題が水なのです。ですから市町村が水道というものを責任を持って運営しているのですよ。恐らく日本全国の中で、水道のセクションがない市役所など余りありませんよ。ほとんどないと言っても過言ではないのではないですか。

愛媛県の西条市は、水道の普及率は2%ですけれども、あそこは石鎚山からの抜き打ちして、鉄の棒をごととやって、押して抜くと、もう水が出てくるのです。本当においしい水が。そういう特殊な自治体を除いては、水道事業というのは基礎自治体の基本的な事業ですよ。

このことを申し上げて、今後、やはり技術の継承というものについて、真剣になって考えていただきたい。現実にそういう例があったのですね。やる気をなくして、辞表を出したのですよ。私はそう見えています。

そこで、どうなのでしょう。しかるべき人に水道の技術の継承等々を含めて、今後、職員、技術職の職員に関しては、確かに35歳まで一定期間の業務を経験させる、それも必要かもしれませんが、この予算特別委員会の中で市長もおっしゃっているのですけれども、そして認識はあったと思うのです。水道の技術というのは、5年、10年、最低でも10年ぐらいいは経験しなければ、一人前にならないということ。そのことを含めて、今後の、3番目に関して、技術職職員の人材育成に関して、私の発言を受けて、どのようなお考えなのかお聞かせいただきたいものでございます。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

では、その技術職員の関係につきましては、人事担当の私の方からお話をさせていただきたいと思っております。

確かに、議員がおっしゃるように、技術職員につきましては、技術の継承という部分では非常に重要なものと思っております。

それは、市長部局の建設部門もしくはほかの部門でも、いろいろな部分での技術の継承というものは、技術者だけではなくて、ほかの部分での技術の継承という部分もいろいろございます。

ですけれども、大量退職を迎えるに当たって、ではどのようにしたらいいかということで、その一から養成するという部分もございまして、現在は、今年度におきましては、民間経験のある技術職員の採用というものも今回予定しておりますので、そういう方々を採用しまして、将来を見据えた職員構成のバランスのとれた組織にしていきたいというふうに考えておりますし、そのことも市長の方にも十分お話をし、今後そういうことでやっていこうという考え方でおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（阿部五一）

14番相澤耀司議員の登壇を許します。

（14番 相澤耀司議員登壇）

○14番（相澤耀司議員）

本題に入る前に一言申し上げます。

平成 20 年岩手・宮城内陸地震で亡くなられた方について、心より哀悼の意を表します。お見舞い申し上げます。

それでは、私の本題に入ります。

私の質問は、通告書のとおり 2 題であります。

まず、第 1 点目に、公共施設の有効利用についてお聞きいたします。

これからの多賀城市の財政運営のとらえ方について、さきの「緊急再生戦略構築のための取り組み指針」にもありますように、市民サービスのあり方を基本から考え直さなければならぬ時期に来ていると思います。公共施設のあり方も、今までのとらえ方を見直すべきではないでしょうか。

1 例を挙げれば、多賀城市には六つの小学校と四つの中学校があります。今年度の予算からその割合を見てみますと、小学校児童数は 3,860 人、中学校生徒数は 1,774 人で、小学校管理費は 2 億 97 万 5,000 円で、中学校管理費が 1 億 8,789 万 8,000 円でございます。これを単純に生徒数で割ってみますと、小学校は 1 人 5 万 4,339 円で、中学生は 10 万 5,918 円となります。仮に登校日を年間 200 日とした場合、1 日当たりの経費は小学生で 270 円、中学生で 530 円となります。

ところが、市民プールと比較した場合、管理費用が年間 6,653 万円必要として、利用人数が延べ 6 万 5,222 人、これは平成 18 年ですけれども、となっております。1 人当たりの費用が 1,020 円かかっている計算になります。

単純な比較はできないと思いますが、このような見方をすると、市民プールでは、小学校経費の 4 倍、中学校経費の 2 倍の費用がかかっていると思うのです。もちろんどちらも大切な市民の財産ではありますが、財政に余裕のあるときとは違いまして、限られた財政をどのように使うのが大切かを、いま一度見直す時期ではないかと思えます。

この狭い地域に、多賀城市には民間プールも複数ございます。近くには利府町にも県営の 50 メートルプールや 25 メートルの町民プールもございます。また、七ヶ浜町にも 25 メートルプールがございます。

視点は変わりますが、私が以前質問で取り上げさせていただきましたヒートアイランド対策の一つに、ドライミストの紹介をさせていただきました。それは周辺の温度を 2 度から 3 度下げる効果があるそうです。レンタル料も月 30 万円から 40 万円だそうです。仮にそれを各校に 1 台ずつ設置しても、費用は 400 万円以下でございます。例えば多賀城市のプールのサウナルームの温度を夏場だけでも 10 度下げて、二つあるサウナ室のうち一つをとめるだけでも、その燃料費の節約分で設置できる料金ではないかと思えます。

子供たちにとっては、冬の寒さは着重ねることで工夫できますが、夏の暑さは個人の工夫では限度がございます。市の施設のあり方をこの辺で見直して、近隣市町との調整で役割を分担するなど、また、それぞれの地域の特徴を生かした設備のあり方を考え直す時期ではないかと思えますが、菊地市長の御見解をお聞かせください。

次に、第 2 点目の、「長寿元気率」の提案についてお話しさせていただきます。

このような言葉は世間にはございません。私が勝手につくった言葉でございます。

多賀城市に住むお一人お一人が、健康で元気に暮らすことのできる健康長寿社会の構築に向けての明確な指針づくりの一環として、長寿元気率を提案させていただきます。

私は、さきに、平成 16 年 6 月、第 2 回定例会での一般質問におきまして、「介護予防と健康づくりの施策について」と題しまして、茨城県大洋村での高齢者健康づくりの実態を通して質問させていただきました。

その要点をかいつまんで申し上げますと、茨城県の大洋村にあります大洋健康づくり財団「とつぷ・さんて大洋」の視察をしてまいりました。その視察を通して、大洋村では当時の老人医療費が減少した例から、その具体策を紹介させていただきました。

同施設では、地域の健康づくりの科学化という視点から、中高年に対するさまざまな施策を展開しております。例えば、スポーツ医学の研究機関である茨城大学運動生理学グループと連携し、テーマごとのプロジェクトを立ち上げ、寝たきりゼロ作戦では、寝たきりになる要因として、第 1 に脳卒中の後遺症、次いで転倒による骨折を挙げ、歩行にすこぶる重要な役割を果たす筋肉が大腰筋、これは太ももの骨と背骨をつなぐ筋肉だそうでございます。その大腰筋であることを実験から明確にし、さらに試みに大腰筋を太くするトレーニングを指導していくというぐあいに進めておりました。

翻って、多賀城市の状況を見てみますと、幸いにして、東北学院大学との間に「連携協力に関する協定」を昨年 11 月 2 日に行いました。東北学院大学では、その教養学部地域構想学科を擁しております。インターネットに掲載されておりますそのトピックスの 1 例を紹介させていただきます。

「発展実習でこんなことⅡ」とのタイトルでございました。「高齢者の体力測定生活改善で若返り！」と題しまして、「地域スポーツコースと地域福祉コースでは、高齢者に自分の体力を知ってもらおうと、本学、東北学院大学の泉キャンパス近辺永和台地区に住む方々の生活調査と体力年齢測定を行いました。最初の測定結果にがっかりしていた人の体力年齢が、6 カ月後の測定時には若返っているとの結果も。分析により体力年齢の若返りの原因は、食事や睡眠など日常生活にあることが判明しました。テレビや本などから与えられた情報ではなく、自分たちの調査に基づいた結果に、学生も高齢者も興奮を隠し切れない様子でした」、このように紹介されております。

多賀城市におきましては、高齢者医療費の動きや地域若返り運動参加率の向上や、寝たきり防止の予防策等、元気率を示す指標を掲げて、福祉政策を進めるべきではないでしょうか。

私は、二、三年前より地元の旭ヶ岡の老人会「多幸会」の一員に加えていただき、可能な限り活動に参加させていただいておりますが、その「多幸会」では、毎月下水道の施設や介護施設の視察を行ったり、健康体操を行ったり、また、春には福島県の花見山にお花見に行ったりと、元気いっぱいでございます。

また、多賀城市では、毎年、間もなく行われます老人スポーツ大会を開催しておりますが、若者のスポーツ大会よりも参加者も応援する方も多いのではないかと私は思っております。私も選手の一員で参加をさせていただいております。阿部議長も選手で出られております。

他の町では、様子はわかりませんが、これなどはまさに長寿元気率の見本ではないかと思えます。

以上、2 点についての菊地市長の御見解をお願いいたします。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長 (菊地健次郎)

相澤議員の御質問にお答えいたします。

市の施設のあり方を見直す時期ではないかとの質問でございますが、緊急再生戦略構築のための取り組み指針に基づき、総合的な判断による基本的見直しが重要であることは御指摘のとおりでございます。

そのために、これまでも施設のアウトソーシングを初めさまざまな創意工夫でコストの削減に取り組み、施設の運営に努めてまいりました。

本市の体育施設は、平成 17 年度から、市民が組織する NPO 法人による指定管理により運営しておりますが、これは地域にかかわる方々の英知を生かし、主体的に参画していくという新しい公共を基本としているところでございます。

近隣市町にある施設に比べ、本市の維持管理費が大きくなっているのは事実でございますが、現在においても相当数の利用があることから、利用者の安全・安心、施設の快適性を考え合わせなければならず、経費の面だけでは比較できないと考えております。

市民プールは、昭和 57 年 7 月に開館し、26 年を経過しようとしている施設であり、施設の維持管理に努めていくことは当然でございますが、施設のあり方につきましては今後検討をさせていただきたいと考えております。

次に、長寿元気率の提案についてでございますが、ただいま相澤議員から御紹介のあった大学との連携については、今後の取り組みの参考にさせていただきたいと思っております。たしか河北新報か何かで紹介がありまして、私も読ませていただいたことで、ぜひ、これも連携の一つだなということで、本当に取り組ませていただきたいと思っております。

さて、指標を掲げて福祉政策を進めるべきではないかとの御質問ですが、高齢者に対する事業については、平成 12 年度から実施している高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に成果の物差しとなる指標とその目標値を設定し、推進をいたしております。

例えば、高齢者の要支援・要介護に陥る可能性の総数のうち、3 年後、要支援・要介護になっていない人数の割合を、介護予防事業の成果をはかる指標にしたり、あるいは、要支援から要介護になることを阻止する割合、健康手帳交付数、健康教育参加者数等々指標を設定し、目標値を掲げて事業を行っております。

また、今年度から保険者ごとに医療費を指標とし、5 年後 10%の削減を目標とした特定健診・特定保健指導が始まりました。若年世代からの健康づくりを積極的に推進することにより、元気な高齢者をふやしていくことを目指しております。

議員御指摘のように、指標を設定し、具体的な数値目標を掲げて事業を行うことは、極めて有効で効果的でありますことから、平成 21 年度を初年度とする高齢者保健福祉事業計画等にも成果指標、数値目標を掲げて事業を推進してまいりたいと考えておりますし、その際には、御指摘のあった高齢者医療費、地域運動の参加率等、有効な指標を設定したいと考えております。

○議長 (阿部五一)

14 番相澤耀司議員。

○14 番（相澤耀司議員）

非常に前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。

まず、プール等の施設ですが、確かにおっしゃるとおり、地域の方々に愛されておりますし、これからも継続して使っていかなければならないという役目もございますので、単純に中止せよとかなんとかということをお願いしているわけではございませんけれども、先ほども申し上げたように、夏場にサウナが二つも必要なのかなと、しかも 100 度近い温度を片や、あそこをもうちょっと下げてもいいのではないかと。あるいは、細かい話で恐縮ですが、私もプールをしょっちゅう使わせていただいている入場者の 1 人なので、ちょっと姑的な言い方で申しわけございませんが、シャワーなども結構出しっ放しなのです。子供かどうかわかりませんが、行くともう出しっ放し、あれなども、ある程度時間が来たら、自動的にとまるシャワーに、その設備をつけるのはお金がかかるかもわかりませんが、トータルでいけば、そういうことも工夫できるかと。非常にできた当時は素晴らしいプールでした。確かに太陽の温度使って、素晴らしいものでしたけれども、もういかにせん維持費の方が大変になってきたのではないかと思いますので、ぜひその辺も工夫をしていただければ、さらに関連でドライミストのことを申し上げましたけれども、教育委員会の方には資料も差し上げておりますので、ぜひ子供たちのために、そこから予算が出せるかどうかわかりませんが、検討していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。今すぐ回答は求めません。検討をよろしくお願いいたします。

2 番目の、非常にこれは平成 21 年にきちんと成果指標なども出していきたいという市長の答弁でございますので、それを期待して、ぜひ市長の今後出されるであろう、また新たなマニフェストの大きな柱にも据えていった方がいいのではないかと、余計なことですが、申し上げて終わります。（「回答は要りませんね」の声あり）はい。

○議長（阿部五一）

それでは休憩をいたします。再開は 11 時 5 分であります。

午前 10 時 55 分 休憩

午前 11 時 05 分 開議

○議長（阿部五一）

それでは再開をいたします。

5 番米澤まき子議員の登壇を許します。

（5 番 米澤まき子議員登壇）

○5 番（米澤まき子議員）

質問の前に、6 月 14 日の岩手・宮城内陸地震で被災に遭われた皆様にお見舞いを申し上げますと同時に、個人的にも栗駒の大自然と温泉と、そして満点の星空に魅了された 1 人です。

先月、私は、家族と一緒に駒の湯温泉の方に宿泊しておりました。とても心が痛みます。

そして一日も早い復旧を願うと同時に、心からお悔やみ申し上げます。

それでは本題に移ります。

初めに、学童保育について3点の質問をさせていただきます。

学童保育に通う子供たちは、元気に「ただいま」と帰ってきます。毎日の放課後の生活を守る施設が学童保育です。

家庭で過ごすと同じように、おやつを食べたり宿題をしたり、お掃除を手伝ったり、子供たちにとってまさに放課後の生活の場そのものなのです。保育園と同じく、親の就労と子供の育成の両立を支える支援の課題が位置づけられています。

昨今の少子化、核家族の進行に伴い、放課後等における児童の安全な活動の場や多様な活動の実施が強く求められています。

1学級当たり30人から40人が適正規模と言われていますが、本市の学童保育の現状は、天真小学校つくし学級、八幡小学校すみれ学級を除いて、施設が狭隘となり、一人ひとりにまで細かく目が行き届かないほど児童の処遇低下が懸念されます。生活の場にふさわしい設備、広さ、安全面の拡充について伺います。

次に、学童保育の指導員は、1学年から3学年の大勢の子供の成長にかかわる仕事です。子供たち一人ひとりが安心して生活を送ることを保障し、家庭環境、学校とのかかわりを把握しながら、子供の気持ちや状況、課題をとらえた適切な援助を行っております。

月曜日から金曜日までは13時から18時の勤務体系、長期休暇と土曜日ともなりますと、朝8時半から18時と長時間の勤務になります。子育て経験のある指導員さんたちでも、約20名の児童に対して1人の指導員とされているようです。

先日、2カ所の学級にお邪魔いたしました。90名から100名の学級では、喧騒の中で声を張り上げながらも、一人ひとりの役割をしっかりとつないでいる姿がありました。

保護者の方にお渡しするまでの時間を保障している、指導員の増員についてお伺いいたします。

学童保育に関する最後の質問になります。障害を持つ子供の放課後の居場所、長期休暇としての学童保育についてです。

近隣の1市3町では、既に始まって3年から4年は経過しております。「まだまだ手探り状態です」と皆さんがお話しされていましたが、積極的な取り組みに、保護者の方々は「安心」の二文字を得ていました。

住んでいる地域によって、市町村によって格差があってはいけないと思います。子育て支援の中で、学童保育への支援が最もおこなわれていると思います。全国でも例のない「太陽の家」の統合保育「ノーマライゼーション」の考え方を、障害を持つ子供の放課後の居場所、長期休暇として学童保育への切れ目のない移行を検討していただきたいと思います。

続いて、妊婦無料健診のさらなる拡大に関するお尋ねです。

4月からの妊婦健診に係る公費負担を2回から3回にふやし、経済的負担を軽減していただきました。

市町村による妊婦への無料健康診断の実施状況が発表になりましたが、依然5回に満たないのが172市町村、健診無料化は14回程度が望ましく、5回程度が原則という方針が示され、全国の市町村が相次いで無料制度を拡充しております。

近隣におきまして、5回までの無料化を実現しているのが利府町、松島町、七ヶ浜町。

妊産婦さんは、現在、20代から40代へと幅広い年齢層に広がっています。妊娠・出産は病気でないために、母親や胎児の健康状況を診断する妊婦健診は、基本的に保険がきかないので、子供を産む家庭には大きな負担です。

本市としても、子供を安心して産み育てやすい環境づくりを構築していく上で、5回までの無料健診拡大の検討をお願いいたします。

最後の質問になります。障害者雇用の現状についてです。

この件につきましては、平成19年第4回定例会と今年第1回定例会と質問を重ねてまいりました。

地域で育ち、地域での就労と生活基盤の安定、そして家族との生活を多くの方が望んでいます。その中で、特に経済基盤の安定は不可欠と思います。そのためにも、雇用の今後の取り組みと経済的負担の軽減のために拡大をお願いいたします。

以上で質問を終わります。市長の御答弁、よろしくをお願いいたします。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

米澤まき子議員の御質問にお答え申し上げます。

学童保育についての1点目の御質問でございますが、留守家庭児童学級の現状としては、御指摘のとおり、つくし学級、すみれ学級以外は入級児童が増加する傾向でございます。これまで待機児童を出さないよう受け入れてきた結果、入級児童の増加が著しい城南小学校のみじ学級、多賀城小学校のすぎのご学級、西部児童センター内のあざみ学級については、現状では過密化傾向にあります。

このような状況を踏まえ、御質問にあるような、生活の場にふさわしい広さ等の確保が必要となっておりますが、その方法としては、単に留守家庭児童学級の拡大だけではなく、国が提唱する「放課後子どもプラン」や地域福祉取り組みなどを含めて、総合的に検討することが必要だと考えております。

2点目の御質問の、指導員の増員でございますが、現在は入級児童おおむね20人に対して指導員1名の割合で配置しております。入級児童が過密化している現状を踏まえ、増員が必要ではあります。一方では、教員資格などを有する指導員の確保も困難になっております。

今後、例えば、地域ボランティアの活用などの検討も必要と考えておる次第でございます。

3点目の、留守家庭児童学級での障害児の受け入れについてでございますが、現行の小学1年生から小学3年生までの受け入れであっても、1学級の適正規模と言われております30人から40人を大きく超える状況で運営しております。

このような中、障害児を受け入れるとなれば、さらに過密化が進むほか、指導員の増員、施設の改修、小学4年生以後の障害児の受け入れ先をどうするか等々、解決しなければならない課題も多く、現時点では障害児の受け入れは困難でありますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、妊婦無料健診のさらなる拡大についての御質問でございますが、御承知のとおり、本件については、公費負担拡充の請願がなされ、文教厚生常任委員会での審査を経て、本年第1回定例会において採択となりました。

公費負担拡充が少子化対策、子育て支援策として極めて重要であることは、私も全く同感でございます。

あとは財政措置をいかに行うかが解決すべき課題でして、ここに来て、私が市長就任以来最も心血を注いできた、安全・安心のための保育所、学校等の耐震改修が、おかげさまで大分前進することができました。

このようなことから、次に優先すべき課題としての妊婦健診の5回公費負担と里帰りでの健診費用の助成について、今、具体的な調整に入っておるところでございます。

次に、障害者雇用の現状及び今後の取り組み、拡大についてでございますが、平成20年第1回定例会で御回答申し上げましたとおり、入札の競争性や公平性を損なわない範囲において、市の委託業務の発注仕様書に、障害者雇用の配慮事項などを盛り込めないか検討をいたしました。

その結果、平成20年度からの市庁舎清掃業務において、障害者の雇用機会の拡充、就労支援の観点から、仕様書に障害者雇用の努力規定を盛り込みまして、現在1名の就労を得ております。

また、6月1日に開設いたしました市民活動サポートセンターの清掃業務につきましては、当初から市内に所在する障害者自立支援法に規定する就労訓練を行う指定事業者などに業務の受託を打診しておりましたが、そうしたところ、1事業所からの受託意思を得ましたので、契約を締結し、5月末から清掃業務を開始しております。

なお、建設工事の新たな落札方式として、平成20年7月からの試行導入を予定しております総合評価方式による入札では、価格以外の評価項目に障害者雇用の有無を盛り込むこととしており、一層の雇用拡大に寄与するものと期待しております。

○議長（阿部五一）

5番米澤まき子議員。

○5番（米澤まき子議員）

答弁ありがとうございます。

現在のその学童保育の置かれている状況というのは、多分しっかりと把握していただいているものだと思っております。

できれば、学校との連携で、この空き教室があれば、それを利用するというふうに視野に入れていただきたいと思います。

それと同時に、国が提唱する「放課後子どもプラン」というのを、それを地域の福祉として一緒にやっていくということは、まさにその放課後の居場所としての、まさにそれにだんだんと近づいていけるのではないかと思いますので、前向きに、そして、なお早急をお願いしたいと思います。

続いて、指導員の増員の件ですけれども、先日、利府町の学童保育の方にお邪魔いたしました。利府町ではフリーの指導員さんが4名待機していらっしゃるということなので、多

賀城市の場合は本当に利府町さんに比べてはるかに過密化しているのですけれども、フリーの指導員さんは1名だけということなので、これもまだまだ不十分だと思いますので、増員の方もぜひこれはお願いしたいと思います。

3点目の答弁です。障害児の受け入れというのは、確かに本当に課題が多いと思います。しかし、健常児については非常に確立されているものが多いと感じます。でも、障害児にとっては、これから少しずつ、本当に少しずつなのですから、自立に向かっていかなくてはいけないので、さらなる障害児に対しての今後の施策展開が、本当に前向きに検討されればと思います。

そして、妊婦無料健診の前向きな答弁で、本当にありがとうございます。3回から5回に変わるだけでも家庭の負担が変わると思います。できれば早急に、9月の補正予算で計上していただいて、年度の途中でも実現していただけないでしょうか。これは後ほど答弁をお願いします。

そして、障害者雇用の拡大についてです。依然として障害者雇用というのは厳しい状況に置かれているというのは、私もこれ存じています。それに対しても御理解、そして御協力いただいたということは、本当にありがとうございます。

就労箇所がふえることによって、少しでも経済的基盤がつながりますので、本当にありがたいことだと思います。

ほかの施設等でも、もし拡大の検討があれば、その辺も答弁をあわせて、この2点伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

答弁は二つかというふうに思っております。

妊婦無料健診、さらなる拡充、拡大についてということで、今、米澤議員から、9月補正にでもということ言われましたけれども、ぜひ実施する方向で何とか検討していきたいというふうに思っております。

それから、最後の、障害者の雇用の拡大については、保健福祉部次長から答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部五一）

保健福祉部次長。

○保健福祉部次長(兼)社会福祉課長（内海啓二）

障害者の雇用拡大の関係で答弁させていただきます。

御承知のとおり、先ほど御指摘のありました施設に関しましては、「福祉工房のぞみ園」から指導員1名、それから障害者3名で今回の事業を行っておるわけですけれども、そのほかの施設につきましても、同様な対応が可能かどうかということにつきまして、検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（阿部五一）

5 番米澤まき子議員。

○5 番（米澤まき子議員）

ありがとうございます。

妊婦健診でも、少子化傾向に歯どめをかけるということ、そして妊産婦への支援は本当にいいことだと思いますので、確かな実現を期待しております。

そして、障害者雇用なのですけれども、社会的基盤づくりという雇用拡大に対して、本当に前向きな対応で、評価したいと思います。今後ともよろしく願いいたします。

私からは以上です。

○議長（阿部五一）

6 番金野次男議員の登壇を許します。

（6 番 金野次男議員登壇）

○6 番（金野次男議員）

質問の前に、私も 17 歳まで毎日栗駒山を見ながら育ち、また、迫川で夏場は毎日過ごした思い出があります。

このたび、岩手・宮城内陸地震において被害を受けられた皆様方に心からお見舞い申し上げ、一日も早く復旧されることをお祈り申し上げ、質問に入らせていただきます。

まず、危機管理でございますが、中国四川大地震において学校等が崩壊し、多くの犠牲者が出ました。

学校施設は、子供たちにとって一日の多くを過ごす、学習と生活の場であるだけでなく、災害時は地域の防災拠点としての役割もある、安全・安心の確保を最優先にするべきではないかと。

30 年前、ちょうど昭和 53 年 6 月 12 日に、牡鹿半島を震源として発生した宮城県沖地震、県内死者 27 人、住宅の全・半壊約 7,500 棟などの被害が発生しました。

宮城県沖地震の周期は約 37 年に 1 度と言われ、周期の短い地震です。30 年が過ぎ、地震周期から考えると、あと 10 年以内には高い確率で考えられます。14 日の 8 時 43 分ごろの地震、だれしも宮城県沖地震ではないかと一瞬そう思ったことと思います。

もし宮城県沖地震であれば、被害は、これは被害想定調査によるのですけれども、建物の倒壊等による死者は 200 人以上、住宅の全・半壊は約 5 万 1,000 棟の被害の発生が見積もられております。

その教訓を生かし、宮城県沖地震発生時に合わせ、先週 12 日に県内各地で大規模地震を想定した防災訓練が行われ、仙台市を含む 9 市では、地域住民も参加し、総合防災訓練、本市を含む 14 市町村でも、関係職員による訓練が実施されました。その教訓、訓練の成果が、14 日の岩手・宮城内陸地震で確認できたと、一部の自治体の報道もありました。

さて、地震では、中国の四川大地震で衝撃だったことの一つは、学校の建物等のもろさでした。地方官僚の不正で建築費が行き渡らず、ひどい手抜き工事の見解もある。

日本では、あの阪神・淡路大震災で 15 棟の学校が全壊しています。その反省に立って、学校耐震化のかけ声は確かに高まっている。しかし、実際の進みぐあいはまだまだなのが現実だと思います。

文部科学省調査で、宮城県の学校耐震化率は全国の第 4 位、85.5%。55%台前後に並ぶ東北のほかの 5 県とは格段の違いを見せております。その県内でも、市町村によっては開きがあります。角田、気仙沼両市は 50%に及ばず、公立小中学校全施設で耐震化が終了したのは白石、岩沼、登米市の 3 市、また、利府、大和、色麻、大衡の 9 町村にすぎません。

本市の場合は、小中学校で現在 60%前後、本年度末には耐震化率は 80%の大台に乗ります。

私は、昨年 の 定例会において、大規模災害について本市の耐震診断、耐震設計、耐力度調査を質問いたしました。市長の答弁で、「平成 19 年度中におおむねすべて公共施設の耐震診断を終えることができる。学校等においては最優先と判断して、関係機関と調整を図りながら計画的に取り組む」という答弁でした。

答弁のとおり、スピードと実行力により、6 月 5 日、市有建築物の耐震診断と耐力度調査の結果、議員説明会を受け、特に子供の安心・安全が急務に、最重点を置かれていることは私は認識いたしました。

また、本定例会において、補正予算に、築 38 年の天真小学校の地震補強事業費が計上され、耐震補強が決定しました。決定した以上は、速やかに、早急に工事に着手していただきたいものです。

現在、国は、中国四川大地震の教訓をもとに、学校耐震化加速のため、地震対策特措法の改正案が議論され、全会一致で衆議院を通過されております。一刻も早くこの法案が成立し、公立小中学校の地震補強事業の国庫補助率を、現行の 2 分の 1 から 3 分の 2 に引き上げる方針を決定していただきたいものでございます。

そこで、本市残り 20%の、築 32 年の第二中学校においては、耐震設計、大規模改修設計に基づき、国の補正予算を見込み、繰り越し事業を前提として、本年度中に取り組むべきではないかと思えます。

以上、子供たちにとって 1 日の多くを過ごし、学習と生活の場であるだけでなく、災害時には地域の防災拠点としての観点から、学校施設の耐震化は極めて重要、早急な取り組みをすべきではないかについてお伺いいたします。

2 点目は、岩沼市南長谷地区水漏れ事故の教訓と、岡田集水場の第 2 の水源の整備と、同趣旨の事故の場合の対策について伺うものであります。

水はあらゆる生物が存在していくために欠くことのできない生命の源であります。

そして、水道は、生活環境基盤として住民生活に大きな役割を果たしております。

本市の水道は、第二次世界大戦時において、旧海軍工廠及びその家族住宅に給水のため設置された水道施設の一部を国から無償借用し、水源等の管理権のある米軍から余剰水の分与を受けて、当時の計画給水人口 8,000 人を目標に、昭和 26 年 2 月、村営水道事業を開設したのが始まりで、当時としては自己水源を持たない異例の創設でした。

以来、生活水準の向上や産業の発展を背景に急速に人口が伸び、これらに対処するため、昭和 43 年度から第一次拡張事業を皮切りに数々の拡張事業を行い、さらには七ヶ宿ダムを水源とする仙南・仙塩広域水道供給事業に参画し、水源の確保に努めるなど、水の供給を計画的に推進してきました。

本日までの水道普及率もほぼ 100%に達し、名実ともに本市発展の原動力として、その使命を果たしてきました関係職員に感謝申し上げます。

さて、岩沼市南長谷地区送水管水漏れ事故について、4月30日、午後4時30分ごろ漏水が発生し、復旧工事のため、1市2町約1万9,350世帯が断水となりました。

また、14日の岩手・宮城内陸地震においても、栗駒、鶯沢、花山地区においては2,400世帯が断水、住民生活にもさまざまな影響が出ていました。

実際、岩沼の現場を見て驚いたのは、配水管の伸縮可撓管が地下7メートルに埋設されていて、水道管は耐用年数が40年、それが25年のダクタイル鋳鉄管がこんなにもろいことには疑いもありました。

また、学校給食を調理できない2日間は、小中学校は巨理町では10校、山元町では4校、名取市は7校、その他病院、企業等はかなりの影響が出ました。

そこで、岩沼市の事故を教訓に、3点についてお伺いいたします。

- ①本市の場合の対策はできているのか。
- ②他市町村（友好都市天童市を含む）、関係機関の調整について。
- ③第2の水源、岡田集水場の管路整備について、御答弁をお願いします。

最後に、戦略的企業誘致について御質問させていただきます。

多賀城市のトップセールスマンとして、戦略的企業誘致について、市長は、先ごろ、初めて名古屋で開催された県主催「企業立地セミナー」に、村井知事や関係市町村長と参加され、積極的に企業誘致を行ったと報道されておりました。

まず、その感想、感触についてお伺いいたします。

次に、第1回定例会で根本議員も質問されておりますが、現在、県では、2010年にトヨタ自動車完成車組み立てメーカー、セントラル自動車（神奈川県相模原市）の本社工場が移転、既に造成工事が始まっている大衡村へ、トヨタのエンジン工場が大和町に、また、トヨタ自動車と松下電器産業が共同出資する、車載用電池生産会社パナソニックEVエナジーは、大和町に進出が決定されております。

県は、これらの裾野の広い自動車関連産業を県北部、県中部、県南部に効果的に集積を進め、各圏域の有機的連携を図り、県全体への幅広い波及効果を促す方針と伺っております。

また、東京エレクトロン株式会社の立地に伴う高度電子機械産業の分野においても、単に電子部品、電気機械にとどまらない最先端の研究によって生み出された高度の技術を内包する電子部品の開発製造成形をもくろんでおります。

このほかにも、大規模製造業で県内へ進出する企業もあり、県の企業誘致担当課は大忙しの状況をいたしていると伺っております。このような状況が続けば、いずれ工業団地が不足するのではないかと懸念しております。

本市も、平成20年4月に、市長を本部長とする「産業創造戦略」を設置、産業集積の結成及び活性化に関する法律に基づき、基本計画を作成し、第四次総合計画を見直しをしながら、県の「富県戦略」に呼応した企業誘致を調査、検討しております。

そこで、お伺いしますが、私は、本市の人口約 6 万 3,000 人、隣接する仙台市のベッドタウンとして人口増が続く一方、地方交付税の削減など厳しい財政運営を強いられている現状です。

本市において、大規模製造業の進出に対応できる立地可能な土地、広大な遊休地はないのが現状ではないかと思えます。

本市には、その独創的な技術で常に新しい市場と文化を創造してきた世界に誇るべき企業・ソニー株式会社仙台テクノロジーセンターが、1954 年から立地しております。また、昨年 11 月 2 日、東北学院大学と連携協力協定を締結しております。

これら本市における貴重な財産であるソニー株式会社・東北学院大学の持つ知識、技術を最大限生かしていくためには、小遊休地を利用した産業用共用施設、これは研究開発施設、の誘致に方針を定め、PR していくべきではないかと思えます。

私は、これらの研究開発施設がその実力を発揮し、多賀城初の特許や新製品が、近い将来、誕生することを夢見るものでございます。

多賀城トップセールスマンとしての市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

金野議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、学校施設の耐震化についての御質問ですが、児童・生徒の安全で安心な教育環境の整備が、何よりも最優先に確保しなければならない課題であるとの金野議員の考えに、私も全く同感でございます。

行政報告で私が申し上げましたとおり、今年度中には山王小学校、多賀城東小学校及び多賀城中学校の耐震化が完了する予定となっております。

また、一日も早く学校施設の耐震化率が 100%になるよう、第二中学校及び天真小学校につきましても、早急に設計業務を完了させ、できるだけ早い時期に工事発注に向け、取り組んでまいりたいと思っております。

2 点目の、岩沼での漏水事故に関しましては、水道事業管理者から答弁させますので、よろしく願い申し上げます。

次に、戦略的企業誘致についてでございますが、まずは企業立地セミナーについて御回答申し上げます。

このセミナーは、毎年、宮城県と参加を希望する市町村とが実行委員会を組織して、東京都及び関西で各 1 回ずつ開催しております。

ことしの関西でのセミナーは、5 月 19 日に 4 年ぶりに名古屋で開催され、宮城県のほか 10 市 11 町 1 村 2 団体が参画し、トヨタ自動車関連の企業を中心とした 127 社、223 人に対して PR 活動を行いました。

そして、この名古屋セミナーでは、第1部で、トヨタ自動車東北の社長から、「東北での事業展開と宮城の事業環境について」と題した講演が行われるとともに、宮城県の投資環境のプレゼンテーションが行われ、第2部では、情報交換会として、参画した市町村がそれぞれのブースでPRを行いました。

御質問の手ごたえについてでございますが、セミナーに参加された企業の皆さんの多くは、将来の業務拡張時に備え、進出先の選択肢の一つとして、とりあえず宮城県の取り組み状況や環境を把握しておきたいという目的で来場していたように感じました。

したがって、今すぐにでも宮城県に進出したいという確たる手ごたえは感じられませんが、こうした地道なPR活動が続けることが、将来において企業を誘致する足がかりになると思われることから、今後も継続してこのセミナーに参加してまいりたいと思います。

参加された市町村では、ずうっとこう来られているという首長さん方も大勢いらっしゃいました。私もこれからは少し積極的に参加していきたいと思います。

次に、産業用共用施設、研究開発施設についてでございますが、金野議員がおっしゃるとおり、本市のイメージアップ、あるいは企業誘致の呼び水となる研究施設については、私も大歓迎でございます。

ただし、現実的な問題としては、金野議員が紹介されましたソニーでは、既に独自の研究開発施設を有していることや、機密の保持という観点から、共用する施設がつけられるのかという問題があるかと思えます。

しかしながら、ソニー以外にも、本市にはすばらしい技術や独創性を持った企業が数多く立地いただいておりますことから、そのような企業において、研究施設を設けたいというような情報がございましたら、東北学院大学との連携を図れるよう働きかけをしてまいりたいと思っております。

なお、東北学院大学との連携につきましては、仙塩工場多賀城地区連絡協議会の会合において、たびたび御紹介を申し上げ、大学と企業との連携を推進してまいりました。

ことしの春には、加工技術的な課題について、市内の企業の方から本市に相談がありましたので、東北学院大学工学部の先生を御紹介申し上げ、問題解決に至った事例がございました。

金野議員が期待するような特許や新製品化にはまだまだ至りませんが、東北学院大学が本市に所在しているという本市の特性を生かしながら、本市の産業の振興に努めてまいりたいと思っております。

○議長（阿部五一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

危機管理対策の2点目につきましては、私の方から述べさせていただきます。

4月30日の岩沼の漏水事故を教訓としての御質問でございますが、1点目につきましては、本市の主幹である施設が、万が一事故で漏水が発生した場合には、利府町にございます森郷配水池、これは8,000立方メートルのタンクが2基ございます。天の山配水池、これは2,250立方メートルのタンクが2基ございます。

市川配水池につきましては、これまで 2,000 立方メートルと皆さんの方にお話ししてございましたけれども、昨年度平均厚さ 70 センチの升打ちコンクリートの工事をしてございますので、現在は 1,800 立方メートルとなります。

合わせますと 2 万 2,300 立方メートルの水量を確保することができます。

現在給水している日量、1 日の量でございますけれども、平成 19 年度実績で平均で 1 万 7,200 トン、最大で約 2 万トンでございます。この日量を上回った施設を保有しているもので、1 日以上水量を確保しているものであります。

もし事故が長引く場合には、節水の方法などをして、なおかつ、自己水源であります岡田水源を最大限活用を図るとともに、仙台市からの分水を受けていますけれども、今、1 日 5,000 トンを受けていますけれども、これを増量、また、塩竈市とは市内 2 力所で連絡管がつながっております。その管を利用して対応する方法を考えております。

2 点目でございますが、本市において災害が発生した場合、日本水道協会の組織を最大限に活用できるシステムが構築されてございます。組織については、災害の規模により異なりますが、県支部は石巻地方広域水道企業団が窓口になり、応援体制の調整を行い、東北地方の場合は、仙台市水道局が窓口となります。全国的な規模の場合は、東京都にある日本水道協会が窓口になり、それぞれ調整を行うことになるものでございます。

市町村の協力を得る場合は、すべて県支部から上部組織に依頼することとなっておりますので、友好都市である天童市に対しても、水道に関しては、組織上、直接お願いすることはできませんので、御理解願いたいと思います。

なお、漏水修理等につきましては、市内の管工事業協同組合と災害に関する協定を締結しておりますので、迅速に対応できるものと考えております。

3 点目の、自己水源である岡田集水場の管路整備についてですが、整備計画は口径 300 ミリから 500 ミリまでのもので、全体延長が約 5,500 メートルというものでございます。

そのうち、平成 19 年度末まで約 4,700 メートルの整備が完了してございます。未整備の 800 メートルにつきましては、国道 45 号線の横断や管路敷が狭いため、ルートの変更も視野に入れ、十分検討しなければならないものでありますので、これにつきましてもできるだけ早く整備してまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（阿部五一）

6 番金野次男議員。

○6 番（金野次男議員）

まず、危機管理のことについて、学校関係でございますが、天真小学校は今回の補正でつきました。それに基づいて、早急に、むしろ、これもことしの夏休み、冬休みぐらいにはしっかりとやっていただきたいと思います。

そして、第二中学校、これもできれば、多賀城市の耐震が 100%にほぼなるわけですがけれども、これは現在、特措法に基づいてやっていますので、その準備を万全にして、もう国会の方で可決したならば、イの一番に提出するような周到な準備をやっていただきたいと思います。

次に、「富県戦略」についてですが、私が質問したのは、市長も御理解していただいたことと思います。

特に、私が思うのは、平成 17 年度高校生大会、文部科学省の推薦で誘致した件にちょっと似ているような気がするのです。なぜかという、ここで御質問して、ある担当職員に聞いたら、職員だけが忙しくなるとか、そして、プロジェクトチームだけが一生懸命やってはだめなことなのです。ここにいる議員また職員の方も全員で、この「富県戦略」に対してみんなで、「多賀城に何か持ってこよう」と、そういう意識改革がないと、私はできないと思うのです。

先ほど、市長の答弁にもありましたとおり、私はいろいろな夢を見て御質問したのです。夢、この特許とか新製品については、それで、これは要望だけにしておきますが、一つ目の地震に対しては、天真小学校と第二中学校に対しては市長の御答弁をお願いします。

なお、岡田の集水場について、あと 800 メートルぐらい残っているとされておりますが、これは、いつどこで地震災害があるかわからないのですけれども、その辺も早急に対応して、来る宮城県沖地震に備えて、これは管理者にお願いといいますか、そういうものもすぐ、速やかにこれもやるべきではないかと思えます。

また、岡田だけではなく、多賀城市においてはたくさんの農家の方々が井戸を持っておられると思うのです。その辺とも調整を図っていただいて、第 2、第 3 の水源確保をやっていただきたいと思えます。これは御答弁をお願いします。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

学校の耐震化についてでございますけれども、先週、皆さん御存じのように、参議院で大分もめましたけれども、ある国会議員の秘書に聞きましたところ、これは 3 分の 2 補助の件ですけれども、これが可決したと。衆議院、参議院で可決したということでございましたので、それを私も確認いたしました。

ですから、これにすぐ呼応できるような体制づくりを行ってまいりたいということでございますので、御了解いただきたいと思えます。

○議長（阿部五一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

残り 800 メートルにつきまして、速やかにしてほしいという要望でございます。当然、そのように思っているところでございますが、工法上、いろいろ、昔は田んぼだったところが、今はもう両面が家が張りついて、管路敷だけが 2 メートル以内ぐらいでずうっとこうなっているのです。そういうところもあるものですから、その辺のルートをどうするかとか、いろいろちょっと検討はしなければならないのですが、今おっしゃるように、危機管理上からいけば、速やかにしなければならないことは重々認識してございますので、できる限り早くやっていきたいとこのように思っております。（「井戸は」の声あり）

農家の井戸がどこにどうあるかというのは、今、水道の方でちょっと把握していない部分がありますけれども、防災の方の交通防災課の方であるいは把握しているかと思えますけれども、その辺と連携を密にしながら、いざ事があった場合、そういうものも活用できるように、私の方でも確認をしておきたいとこのように思っているところです。

○議長（阿部五一）

ここでお昼の休憩といたします。再開は午後 1 時であります。

午前 11 時 53 分 休憩

午後 0 時 59 分 開議

○議長（阿部五一）

1 分ほど早いようですが、おそろいでありますので、午後の部を始めたいと思うのですが、始める前に、午前中の一般質問の中で、米澤まき子議員に対する答弁に訂正の申し出がありましたので、保健福祉部次長の発言を許します。

○保健福祉部次長(兼)社会福祉課長（内海啓二）

午前中の米澤議員からの再質問に対する私の答弁で、市民活動サポートセンターの清掃の業務についてのお答えの中で、「福祉工房のぞみ園」と申しあげましたのは、これは社会福祉法人嶋福祉会「さくらんぼ」という事業所の誤りでしたので、訂正させていただきます。失礼しました。

○議長（阿部五一）

米澤まき子議員、よろしいですね。（「はい」の声あり）

それでは、1 番柳原清議員の登壇を許します。

（1 番 柳原 清議員登壇）

○1 番（柳原 清議員）

私の第 1 の質問は、後期高齢者医療制度についてです。

世論調査で、7 割を超える人が反対し、全国 580 を超える自治体が反対決議を上げ、30 を超える都道府県の医師会が制度に異議を唱えております。

参議院では、後期高齢者医療制度廃止法案が可決、成立するなど、国民世論はこぞって制度の手直しではなく、まさに廃止して、一から出直せと言っております。

なぜこれだけ怒りを買っているのか。負担がふえたとか、減ったとか、それも大問題です。しかし、それ以上に、75 歳以上を後期高齢者と呼んで、強制的に別建ての制度に入れてしまう。保険料をどんどん値上げするとともに、差別医療を押しつけるという、制度の根幹に怒りが集中しているのです。

政府・与党は、「高齢者をみんなで支える仕組み」と宣伝していますが、法律のねらいは全く違います。

ことし 1 月、石川県で、この制度を設計した厚生労働省の担当官の土佐和夫氏が、講演でそのねらいを述べています。「75 歳以上の人の医療費を抑制するために、医療費が際限なく上がっていく痛みを、後期高齢者がみずから自分の感覚で感じ取っていただくことにした」と、制度のねらいを端的に語っています。

「医療費がふえるのは後期高齢者の自己責任ですよ。保険料が上がるのが嫌だったら医療費を下げなさい」と迫っているのです。

医療費がふえて何が問題なのか。健康で長生きできることは、人類の悲願であります。高齢者がふえ、医療技術が向上し、医療従事者の人員、体制が充実すれば、増加していくものであり、自然であります。健康よりも医療費削減という考え方自体が間違っています。

保険料は負担能力に応じて、医療費は必要に応じて提供されるのが適切ではないでしょうか。

また、土佐氏は、「1年以上保険料を滞納している人は悪質な人だから、資格証明書を発行するようにした」と述べています。月1万5,000円以内の低年金、無年金者が対象となります。

日本国憲法では、第25条に、「すべての国民に健康で文化的な生活を営む権利がある」と規定されており、その権利を保障するものとして医療を受けることができるのであります。

しかし、この制度では、支払い能力がない人は資格を奪われ、悪質な市民と呼ばれるのであります。また、75歳という年齢で医療を差別することは、法のもとの平等を定めた憲法第14条にも反すると言わざるを得ません。

健診も、受けられる医療も差別、制限する。月額1万5,000円以上の年金受給者からは保険料を天引きし、2年ごとに保険料を大幅に値上げする、これまで保険料負担がなかった扶養家族からも保険料を徴収する、滞納者からは保険証を取り上げるなどというとてもない制度です。

国民の怒りの前に、自民党国会議員の中からも、「ゼロから見直しを」などの声が上がっています。

しかし、政府は見直しを口にしながらも、「制度の骨格は変えない」としています。制度を一たん廃止し、旧制度に戻した上で、安心できる医療制度について国民的に討論し、合意をつくることこそ重要ではないでしょうか。

私は、あるお宅で、後期高齢者医療制度の話になったとき、高齢者から、「こんなひどい時代になるとは夢にも思わなかった」「市からの説明がなく、これからどうなるのか不安だ」「話を聞いて初めて制度がわかった」「高齢者は三つ聞いても二つは忘れるのだから、何度も説明してほしい」などの要望が出されました。

説明会を開催して、住民の不安を取り除くとともに、市民の意見、要望を聞き、施策に反映させる必要があると思いたすがいかがでしょうか。

また、保険料の負担軽減、生活支援策など、市として独自の後期高齢者医療制度の創設に伴う負担を軽減する対策を講じられてはいかがでしょうか。

質問の2番目は、水道料金引き下げについてです。

平成19年第4回定例会で、水道料金引き下げについて一般質問をしました。その際、市長は、料金見直しを表明いたしましたが、その後の検討状況はいかがでしょうか。

'08年度当初予算における多賀城市水道事業会計の黒字見込額は1億3,093万円としております。また、現段階における'07年度の黒字見込額は7,624万円としています。これにより、料金改定から'08年度までの黒字見込額は17億円を超える見通しとなります。

また、'08年度の黒字見込額は高料金対策補助金を含んでおらず、最近の傾向からすれば、ゼロとは考えられず、'08年度の黒字額は最終的には2億円前後になるものと見られます。

このことから、平年ベースで2億円の料金引き下げは可能であると考えます。本年10月から平年ベース2億円の水道料金引き下げを実施していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

また、水道部がこれまで職員親交会に貸し付けしていた水道部前の400平方メートルの駐車場がありますが、同じ敷地内に史遊館、市民活動サポートセンターが開館し、一般市民の需要がふえております。

この駐車場は一般会計で使用するものであり、会計原則上、一般会計が地代を払う、もしくは買い上げるのが妥当と考えますがいかがでしょうか。

質問の3番目は、加瀬沼公園の定休日についてです。

加瀬沼公園は、春の桜、秋のイモ煮会など、多くの方に利用されていますが、火曜日が定休日となっており、「定休日を廃止してほしい」という声が多く寄せられております。

特に、4月の桜が満開の時期には、休園日には周辺の道路に路上駐車車があふれるという事態になっております。

加瀬沼公園の定休日は中止するよう、少なくとも桜満開時は開園されたいと県に申し入れるようお願いいたします。

最後の質問は、焼却熱利用についてです。

本年3月25日、環境省は、地球温暖化対策の一つとして、ごみ焼却発電を5割ふやすなどの廃棄物処理施設整備計画を閣議決定しました。

この計画は、循環型社会を目指して廃棄物の削減、再利用、廃棄物焼却施設から発生する中低温熱についての、施設などでの利用を進めることがうたわれております。

加瀬沼公園に隣接する東部衛生処理組合のごみ焼却場の廃熱は、一部施設内の暖房や給湯に使われておりますが、ほとんどは再利用されていません。この廃熱を有効利用して、浴室、休憩室、温水プールなどを設置することができませんでしょうか。加瀬沼公園の近くにはこのような施設がなく、利用者に大変喜ばれると思いますがいかがでしょうか。

以上、市長の答弁をお願いいたしまして、質問といたします。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

柳原議員の御質問にお答え申し上げます。

最初の、後期高齢者医療制度についての御質問でございますが、住民に対する説明会につきましては、市内の各種団体等との連携、協力により、これまでに17回開催し、約600名の方々に対して制度の説明をいたしております。

制度の周知につきましては、いろいろな報道もございますので、住民の方々から要望のあった都度、対応してまいりたいと考えております。

また、住民の意見、要望をつぶさに聴取し、施策に反映する努力を強められたいということにつきましては、広域連合では、市町村の窓口や電話により寄せられた意見をもとに、国に対し要望を行っていきとしており、既に国においては、後期高齢者医療制度の見直しを実施するという報道もなされておりますので、さまざまな意見や要望が反映されるものと期待しております。

次に、保険料の軽減または生活支援策により、市として独自に後期高齢者医療制度の創設に伴う負担を軽減する対策を講じられたいとの御質問ですが、後期高齢者医療制度の創設は、市町村間の格差をなくし、負担の平準化を図るため、広域連合を設立し、運営しておりますので、本市だけが独自の対策を講じることは好ましくないと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

次の、水道料金引き下げにつきましては、水道事業管理者から答弁をさせますので、よろしく願いいたします。

3点目の、加瀬沼公園の定休日についてでございますけれども、定休日を廃止するよう県に申し入れられたいとの御質問でございますが、加瀬沼公園は宮城県立都市公園条例第5条の2の規定に基づき、毎週火曜日が休園日と定められております。

しかしながら、花見やイモ煮会の時期には利用者が多数来場することから、その利便を図るため、休園日等の設定は弾力的に運営されるよう、市から県に対して申し入れております。

なお、管理をする仙台土木事務所でも、期間中は極力休園しないよう努めているとのことでしたので、申し添えておきます。

最後の、焼却熱の利用についてでございますが、これにつきましては、平成4年に多賀城市ごみ焼却施設余熱利用検討会を設け、発電・給湯の設備付加について十分な検討を重ねております。

結果的に、設備の面では、まず第1に、現焼却施設の火力では、東北電力の買電の条件となっている1,000キロワット以上の安定供給ができず、場内のみの使用となること。

第2に、余熱利用設備の増設については、500平方メートルの敷地が必要であり、そこに温水プール等の余熱利用施設を併設した場合には、さらにかんりの敷地が必要となること。

第3に、隣接地域は加瀬沼公園、特別史跡、あるいは農業振興地域に指定されているため、用地の確保が困難であることが挙げられます。

一方、財政面では、平成4年当時で、設備及び施設の増設に係る経費は相当程度、約10億円以上でございますが、これが見込まれると試算されました。

これらの理由から、検討委員会の最終的な結論として、発電・給湯設備建設を断念し、場内給湯のみの熱利用とした経緯がございます。

以上、平成4年の検討の結果ではありまするが、現在も状況的には当時の状況と何ら変わっておりません。前向きな御提案ではございますが、組合を構成する1市3町での決定が必要なことや、用地確保の問題、また、厳しい財政状況等も踏まえ、御質問のごみ焼却場の廃熱の有効利用につきましては、困難であることを御理解いただきたいと思います。

○議長（阿部五一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

柳原議員の2点目の御質問につきましては、私の方から答弁させていただきます。

水道料金の引き下げについてということで、3点の御質問でございますけれども、1点につきましては、これまで関係課との状況調査などを進めてまいりましたが、本年4月に、県の企業局から、次期の料金改定、これは平成22年度から26年度までの5年間の料金改定ですけれども、このスケジュール案が発表されました。

そのスケジュール案は、広域水道受水団体 ―― これは17自治体がございますけれども ―― における需要水量の予測が、本年度9月末までであるため、その結果を踏まえたスケジュールでありました。

県では、10月ごろに、水需要計画をもとに、水道料金改定案を提示し、広域水道幹事会に水需要計画の結果や料金案の説明等を行う予定としておりますので、今後それらを見定めて検討してまいりたいと思っております。

2点目の御質問でございますが、1点目で御回答申し上げましたとおり、諸計画が具現化された段階で検討したいと考えてございます。

まず、10月のこのスケジュールで、料金改定がどの程度示されるのか、それを見きわめて判断していきたいとこのように思っております。

次に、3点目でございますが、駐車場用地についてでございますが、上水道部の敷地は、平成12年度に2,000平方メートルを購入したもので、そのうちの400平方メートルを平成14年7月から平成20年3月まで、職員親交会の駐車場として貸し付けしていただいております。

今年度からは、同一敷地内にある施設相互の利用者の利便性を最優先にすることといたしました。

今後につきましては、市長部局と協議してまいりたいとこのように思っているところでございます。

○議長（阿部五一）

1番柳原清議員。

○1番（柳原 清議員）

まず、第1点目の、後期高齢者医療制度実施に伴う説明会の件ですけれども、これまで市内で17回、600名の方に説明をしたということでありまして、この程度の回数ではまだまだ足りないのではないかと、まだまだ周知徹底されている状態ではないのではないかと思いますので、要望のあった場合のみでなく、できれば市の方から積極的に出向いていって、説明をするということができればと思っております。

第2番目の、後期高齢者医療制度実施に伴う軽減措置でございますけれども、これは、全国ではたくさんやっている自治体もあるようでございます。

後期高齢者医療制度実施に伴いまして、この間、年金課税の強化や低所得者、高齢者の住民税非課税限度額の廃止、定率減税全廃などによる増税が高齢者を襲っております。

これらの高齢者の負担の増加は、全国平均で 2001 年には 15 万円だった税や保険料の負担が、2007 年には 24 万 4,300 円に、9 万 4,300 円もふえているということう、これは厚生労働省の資料もございます。

これらの高齢者を取り巻く負担の増加に対しまして、東京、京都、石川など八つの都道府県が、公費を投入して広域連合を援助し始めておりますし、市町村でも助成の検討を開始したところが出ております。

群馬県太田市では、長寿祝金制度を拡充して、保険料がふえた被保険者に保険料補助金を年間 4,000 円程度支給する、安中市でも同様の制度を検討中とか、東京都の新宿区、千代田区では、同制度実施に伴い、入院費用の補助金制度を検討、茨城県広域連合では、県、市、議長の申し入れにこたえて、全市町村に月 1 万 5,000 円未満の低所得者に独自の軽減措置を要請、千葉県浦安市では、加入者 6,000 人に年 1 万円の給付金支援を検討など、独自の軽減支援策を行っております。

本市でも、支援策、軽減策を検討してはいかがでしょうかということで質問させていただきました。

次に、水道料金のことですけれども、10 月ごろに料金改定の提示を見定めてから、検討したいということでありましたけれども、今、市民の暮らしは、原油高によるガソリンの高騰とか、穀物の高騰による食料品の値上げなどが、今、家計を直撃しております。

また、庶民増税、社会保障抑制路線のもと、所得が減少して、一生懸命働いても、とても生計を維持できない低賃金で、先行きの生活設計もままならない不安定な非正規の雇用もふえております。市民の所得、消費が落ち込んでいることう時期だからこそ、生活に直結する水道料金の引き下げを一日も早く実施していただきたいと、ことうふうに思っております。

料金引き下げですが、10 月からことうのが無理であるにしても、その次の機会にはぜひ料金引き下げを実施していただきたい。できるだけ大きな幅で引き下げをしていただきたい。ことうことは引き続きお願いしていきたく思います。

次に、加瀬沼公園の定休日でございますけれども、これは県の方に、弾力的に運用するよう申し入れていただいたことうことで、これは来年の桜の時期には、ぜひ火曜日も開園していただけるよう期待しておりますので、よろしくお願いたします。

焼却熱の利用についてでありますけれども、現在の焼却炉が設置されたのは平成 7 年ことうことで、建設当時では最新の設備だったと思いますが、当時の技術では、この程度の大きさの焼却炉では発電機を回して発電したり、外部に温水を供給するのは無理だことう結論だったようであります。

これは理解できるわけでありまして、この設備で、今、どれくらい熱を回収しているかことうと、これは設計時のデータですけれども、ごみの発熱の今は 9.2%回収していることうことです。この回収率ですと、場内でほとんど使用してしまつて、外部に供給するのは無理だことうことあります。

しかし、現在の技術をもつてすれば、十分発電も熱供給も可能だことうことです。

ちなみに、最新の焼却場では、大体 70 から 80%の熱を回収して、利用しております。地球温暖化防止の点からも、廃熱を積極的に再利用しようと、CO2 の削減にもつなげることうので、3 月に廃棄物処理施設整備計画が改定されて、古い設備を積極的に効率のいいものに更新するよう、国の方針が変わつてきております。

私の計算ですと、1日 180 トンのごみを燃やした場合、25メートルの温水プールに温水を供給するには、ごみの熱量の大体 3.3%、それにシャワー設備や管理棟の暖房を含めても、5%あればいい計算になります。あと、60人収容程度の福祉センターの暖房や給湯に使うには、同じく 3.3%あればいいと。合計して 8.3%ですから、現在の技術をもってすれば簡単に実現できる数値だと思います。現在稼働中の設備ですから、建物のスペースとか強度とか、費用がかかるとか、いろいろ問題はあるとは思いますが、余熱の利用による燃料代の節約とか、余った電力の売電、CO2の排出量が減るとか、利用者に喜ばれると、いろいろ効果もあると思いますので、費用対効果の高い事業だと思っておりますので、一度検討する価値はあると思いますがいかがでしょうか。

あと、もう1点、駐車場の件ですけれども、水道部が本庁舎のコンピューターを使用させていただく場合とか、一般会計に使用料を払っているわけでありまして。

水道部の土地をこれから一般会計の方で使用するわけでありまして、では一般会計の方に使用料を払うということは、会計原則上当然なことだとは思いますが、その点は会計原則から考えていかがなものか、その点をちょっともう一度答弁をお願いいたします。

○議長（阿部五一）

柳原議員、回答を必要とするものは、ごみ焼却熱利用の問題と、それから水道料金引き下げの問題、二つだけでいいのですか。後期高齢者の方もですか。（「いや、ないです」の声あり）ないですね。

それでは、まず市長の方から答弁願います。

○市長（菊地健次郎）

そうすると、ごみ焼却熱利用についてということによろしいですね。

実は、これ、私も市議会時代に言ったことがあるのです。言ったことがある問題でございますけれども、今答弁したとおり、余熱利用設備の増設については、敷地が必要だということですね。それと、財政的にも約10億円以上かかるというふうなことで、とても今、こういうことで熱利用をして、あそこにそれだけのものを新設していいのかと、大きな問題になるのではないのかというふうに思っておりますので、今のところはちょっと無理だということをおっしゃるを得ません。

○議長（阿部五一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

駐車場の問題でございますが、会計上で言われれば、一般会計の方でも使うわけでございますので、議員おっしゃるとおりかなと思っております。

ただし、水道部の方でも、例えば新田浄水場の一部につきまして、市長部局の方から無償で借りていた経緯もございます。そういうものも含めまして、今後、市長部局と協議するというような回答をしたわけでございます。その辺、ちょっと御理解いただければと思います。

○議長（阿部五一）

1番柳原清議員。

○1 番（柳原 清議員）

焼却熱の利用については、今の施設をすぐそういう設備をつくるというのは、今の経済状態から考えましても、なかなか難しいというのも理解できるわけでありまして、今の設備を、今現在、かなり技術が進歩しておりまして、昔はとても考えられなかったような、そういう発電設備でも非常に小さなもので取りつけて、発電できるようなものが開発されていたり、余熱を回収する装置が開発されていたり、そういうこともありますので、現在できるものと、あと将来のこの焼却炉を更新する時期になった場合に、将来的にはそういう夢のあるようなことも視野に入れながら、研究を進めていただけたらと思います。

もう1点の、駐車場の方ですけれども、会計原則上から言えば、今は正常な状態ではないということなので、これはぜひ一日も早く正常な状態になるように、検討していただけたらと思います。

○議長（阿部五一）

8 番森長一郎議員の登壇を許します。

（8 番 森 長一郎議員登壇）

○8 番（森 長一郎議員）

私の質問は大きく3点であります。

まず、最初の質問ですが、文部科学省より昨年4月11日付で、アレルギー疾患に関する調査研究報告書が公表されております。

これは、児童・生徒の各種アレルギーの実態について調査を行い、その調査結果の分析、研究を行うとともに、今後の学校におけるアレルギー対策のための支援方策の検討を行い、その推進を図ることを趣旨とし、平成16年10月に、アレルギー疾患に関する調査研究委員会を設置、同年12月から平成18年3月まで、3万6,830校の全国の公立の小中高、中等教育学校を対象に、児童・生徒のアレルギー疾患の実態、疾患ごとの学校における取り組みの現状について悉皆調査が行われ、平成18年3月より平成19年3月までの1年間を費やし、実態調査結果の分析、評価、推進方策の検討がまとめられたものであります。

この報告書によれば、公立の小中高校の児童・生徒の有病率は、気管支喘息が5.7%、アトピー性皮膚炎が5.5%、アレルギー性鼻炎は9.2%、食物アレルギーは2.6%など高い数値を示しており、各学校やクラスにアレルギーで苦しむ子供たちが多くいることを示しているのであります。

この報告書を受けて、アレルギー疾患のある子供への学校での具体的な対応指針をまとめ、すべての児童・生徒が安心して学校生活を送ることのできる環境整備を目的とし、文部科学省が監修、財団法人日本学校保健会が発行した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」が、全国の小中学校に順次配布されているとのことであります。

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」は、児童・生徒の症状などを把握するアレルギー疾患用の学校生活管理指導表の書式を提示し、それに基づいた学校の取り組みを求めています。

この指導表は、1、気管支喘息、2、アトピー性皮膚炎、3、アレルギー結膜炎、4、食物アレルギー・アナフィラキシー、これは複数の症状が同時に急激にあらわれた状態です。5、アレルギー性鼻炎などの疾患ごとに病型、治療、学校生活上の留意点などを記入するようになっており、記入については主治医やら学校医が行い、保護者を通じて学校に提出され、

その後、各学校で取り組みの検討やプランの作成などが行われた後、実施されるのであります。

学校にも主治医の指示が確実に伝えられるとともに、保護者の同意を得られれば、教職員全員で情報を共有することも可能であります。

また、このガイドラインでは、各疾患の原因や症状、薬の管理なども解説し、その上で学校生活上のアレルギー対策として、食物アレルギーで急激なショック症状（アナフィラキシーショック）を起こした子供に対し、その子供にかわって教職員がアドレナリン自己注射薬、製品名をエピペンと言うそうではありますが、打てることが明記されており、アトピー性皮膚炎の子供に体育の授業後の着がえをするよう指導を求めるなど、各アレルギー疾患の児童・生徒に対して、学校での留意すべき状況と対応について、具体例を挙げて説明しているのであります。

これまで、教育委員会、学校によって大きな格差のあったアレルギー対応ですが、ガイドラインが策定されたことで、すべての児童・生徒に医師の指示に基づく対応ができる道が開かれ、さらに、医療側に対しては、学校生活管理指導表に記載された診療水準が主治医に求められることになり、アレルギー医療の全体的な底上げにもつながると期待されてもおり、何よりもアレルギー疾患のある子供たちにも、安心の学校生活を送ってほしいと心から願うところであります。

隣接しております仙台市においても、これに即応しており、早速文教厚生常任委員会で4月22日に視察に伺ってまいりました。

仙台市の状況でも、小中学校での食物アレルギーを有する児童・生徒は年々増加傾向にあり、平成16年12月の段階で、約8万人の児童・生徒の約2.2%に当たる約1,800名に何らかの食物アレルギーが見られ、学校給食においても食物アレルギーを有する児童・生徒への個別対応が求められており、現在、単独調理校では食物アレルギー対応食として、除去食や代替食を提供している学校がある一方、人員や設備の関係で対応が困難な学校もあり、大規模調理を行う給食センターでは、個別調理の食物アレルギー対応食の提供が困難であるという状況だったそうであります。

しかし、学校として児童・生徒の健康実態を把握し、その管理を適切に行うことにより、食物アレルギーを有する児童・生徒が、学校生活を円滑に送れるようサポートしていくことが大切であるという観点から、食物アレルギーへの対応を進めるために、平成15年度に仙台市学校給食食物アレルギー対応検討委員会を設置し、食物アレルギーを有する児童・生徒への対応や課題について検討し、平成16年3月に、特に重要と思われる事項について、1、学校における食物アレルギーの情報の把握について、2、学校における食物アレルギーの情報管理について、3、学校における食物アレルギーの理解と対処について、4、学校におけるアナフィラキシー等への対応について、5、学校における食物アレルギーを有する児童生徒の対応について、6、リスクマネジメントの徹底について、7、学校給食での食物アレルギーへの対応についての、七つの提言をまとめたのであります。

この提言を踏まえ、実態の把握からその管理、除去食などへの対応、命にかかわるアナフィラキシーショックに関することなどについて、食物アレルギーを有する児童・生徒への対応をまとめ、学校の対応の指針となるよう作成し、学校、保護者、主治医共通の理解、認識のもとに適切な取り組みが推進されており、モデル施設として、老朽化した旧野村学校給食センターの代替施設として平成20年度より稼働している、新野村学校給食センターにも生かされているのであります。

ちなみに、同センターは泉区内の小学校 18 校、中学校 8 校の計 26 校、約 1 万食を提供し、仙台市の給食センターとしては初めて食物アレルギー対応食専用調理室を有し、食物アレルギーを持つ児童・生徒へ対応食の提供を行っているのであります。

以上のことを踏まえ、当局の見解を伺うものであります。

- 1、市内小中学生の対象者の把握について。
- 2、現在までの対応について。
- 3、今後の対応について、御答弁よろしくお願い申し上げます。

次に、歩道の整備と防犯についてであります。これは市民からの声でありまして、笠神新橋から念仏橋までの北側土手上部の歩道の整備と防犯灯の設置を望むものであります。

多賀城橋から笠神新橋の区間については整備が終了しており、通勤、通学、散策にと、市民の至便性、安心・安全に寄与しているところであることは、市民の感謝の声でも明白であります。

今回の要望地区についても、同様に早期の整備、設置等、環境整備を願うものであります。が、県の管轄であれば県へ強く働きかけをお願いしたいと思っております。が、当局の見解を伺うものであります。

最後に、三陸道多賀城インターについてであります。当初、玉川岩切線の 2 車線化の完成の平成 20 年度着工予定だったと思っております。が、「富県戦略」に伴い、セントラル自動車、東京エレクトロン等、その他関連会社の進出により、大衡村、大和町を中心に北部に公共投資が集中することはやぶさかではないのであります。が、陸送や防災、災害時対策、救急対策、はたまた我が多賀城市においては、企業誘致はもちろん、加え、住民誘致、観光誘客にと、多賀城インターの果たす役割に期待は大変大きいと確信するのであります。

そこで、改めて各関係機関へ多賀城インターの早期着工を働きかけていただくよう、当局に要望するものであります。が、現時点までの経過、方向性、対応を伺うものであります。

以上、私からの一般質問の最初の質問とさせていただきます。御答弁よろしくどうぞお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

森議員の質問にお答え申し上げます。

第 1 点目の、小中学校のアレルギー対策については、教育長から答弁させますのでよろしくお願いたします。

第 2 点目、笠神新橋から念仏橋までの砂押川左岸側の堤防上部を歩道として整備し、防犯灯を設置されるよう願うが、市当局の見解はいかにかという御質問でございますけれども、河川管理者の仙台土木事務所にお伺いしましたところ、一般道路と兼ねる堤防に余裕がある場合を除き、転落防止柵や防犯灯など、歩道としての整備は原則行わないとのことございました。

とはいえ、現実的には多くの市民が通行しており、人命が奪われかねない転落事故は回避しなければならないため、河川管理者としても、これまで転落防止柵だけは設置する方針で整備を進め、東北学院大学のグラウンド付近までは完了しております。

今年度もさらに 100 メートル延伸すると聞いておりますが、残り区間も早期に整備されるよう、宮城県に対しまして強く働きかけてまいります。

なお、防犯灯についてでございますが、河川区域内には、護岸、樋門及び樋管などの河川管理施設以外は、堤体保護の観点からも設置が困難であると言わざるを得ないとのことでございましたので、御理解願いたいと思います。

次に、多賀城インターについてでございますけれども、機会あるごとに、地元選出の国会議員、それから財務省、国土交通省などに、今日の多賀城市の状況を説明の上、都市計画道路玉川岩切線の供用開始時期である平成 20 年度末に向け、早期整備を要望してきたところでございますが、着工時期は現在でも全く見通しが立っていない状況でございます。

工事を主管する東北地方整備局仙台河川国道事務所からは、利府中インターチェンジから仙台港北インターチェンジまでの区間は、特に交通需要が多く、4 車線化の必要性は強く認識していると聞いておりますし、仙台北部道路とのフルジャンクション化工事が既に着工している状況も考え合わせますと、市としましても早期実現に向けた取り組みが最も重要であると認識しておりますので、埋蔵文化財の先行調査も宮城県にお願いするなどして、時期を逸することなく、関係機関に対し強く働きかけを行ってまいりたいと思っております。

○議長（阿部五一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

1 点目については、私の方から御回答申し上げます。

まず最初に、市内小中学生の対象者の把握についてでございますが、平成 19 年度の定期健康診断の結果では、本市内の小中学校の様子でございますが、アレルギー疾患の症状が重複している児童・生徒もおりますので、延べ人数で申し上げます。

アトピー性皮膚炎 421 名、アレルギー性鼻炎 189 名、喘息 472 名、結膜炎 77 名です。また、食物アレルギーについては、158 名という実態になっております。

第 2 点目の、現在までの対応についてでございますが、家庭訪問等で児童・生徒の状況確認をするとともに、学校での定期健康診断でアレルギーと診断された児童については、校内の保健委員会を通して個別に診断結果を伝えまして、校医の指導のもと、専門医の受診を受けるようにお話をしております。

3 点目の、今後の対応についてでございますが、アレルギー疾患は治療に長期を要することもありますので、児童・生徒の内面にも配慮をしながら、家庭と十分な連携をとり、健康管理と適切な治療を、保護者の協力のもと行う必要があると考えております。

また、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みのガイドライン」でございますが、手元に届いておりませんが、アレルギー疾患患者用の学校生活管理指導表などを活用したり、多賀城市学校保健委員会、各校内保健委員会で研修会を行うなど、アレルギー疾患の子供たち

が安全・安心に学校生活が送れるように、適切な指導をしていく必要があると考えております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

8 番森長一郎議員。

○8 番（森 長一郎議員）

まず最初に、アレルギーの学校の対策というふうな、教育委員会の対策。今、実は伺っていて、やはり多賀城市においても、多くの疾患、そういうことで悩みを抱えている子供たちが多いのだなというふうな、改めて思っております。

ということで、まずその把握をした後の対応が非常に大切ということで、今、質問の中で、その1、2、3と順を追って、現状、それから今後の対策というふうなことで質問させていただきました。

よそのことがと、多分、先行してそのガイドラインを追っていったのだろうというふうな、仙台市については思います。

ということで、実は、今、保健委員会等と、学校生活の全体について対応と、その中でのアレルギーの部分というふうに取り上げていたかと思うのですけれども、実はこれ、仙台市教育委員会で「食物アレルギー対応の手引き」ということで、ガイドラインをもとにして編集したものでございます。

ということで、あらゆる部分で、保護者それから教職員、児童というふうな、そのさまざまな対応が記入されております。先ほどの七つの提言に基づいてというふうな手引きでございます。

後ほどこれをお渡ししますので、ぜひごらんになっていただいて、まず先ほどのよりよい子供の学校環境づくり、教育環境づくりに、まずは方向性を一つにしていければいいかというふうに思います。

そういう意味では、多分細かい対応が必要になってくる、先生方の仕事の部分ではふえてくるのかと思うのですけれども、ただ、子供の安心・安全を考えた場合には、それは本当にきちんとした対応をしていかなければいけないというふうに思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

給食センターの話をちらっと出ささせていただいて、たまたま学校教育課長とちらっとお話をしたのですが、仙台市の新野村給食センターでは、その対応食をといいますが、対応食をするために専用の調理室を設けてというふうな話をしました。多賀城市においても、「財政的なね」という話が出ておりました。確かにそのわずかな、少ない人数の子供のためにというふうなことではあるのですけれども、行く行くは多分対応が必要になってくるのではないかと思います。ぜひその辺のところも計画的に、本当はすぐにでもできれば一番いいのでしようけれども、計画的にそれも対応していただきたいと思います。

まず、その件、教育長にもう一度御答弁の方をお願いいたします。

そして、あと、2 問目、3 問目につきましては、歩道の整備と防犯について、いつも防犯灯になると非常に頭の痛いところで、どこなのだろうか。県の方から言わせれば、ここはあくまでも必要最低限の整備、通行上はわかるのだけれどもと、それで防犯灯、街灯については、原則として考えない。

それで、地域でというふうになるのですけれども、学院大であったり、自衛隊であったりというふうなことで、逆に、その防犯上、問題が起こり得る地域であると、逆に。という
ことで、何とかその辺の地域の問題もあるのでしょうか、まず市としての対応も、
いつも市としてと言おうか、県と協議をしていただいて、まず事故の起こらない前に手を
打っていただきたいというふうに思います。

多賀城インターについては、多分、地元の市川地区、山王地区の人たちの期待も大きい、
また、市民の期待も非常に大きいと思います。事あるごとに、ふっと新しい、今、駅前再
開発のところに目が行きそうなのですから、あくまでもこのインターについては、「あ
きらめていませんよ」というふうな姿勢が非常に大事なのではないかとこのように思いま
す。

あくまでも、地元の、それこそ先ほど申し上げた目的とそれから趣旨がございますので、
強く、強く訴えかけていただいて、決して消えることのないように要望を出していただ
ければ、非常にありがたいというふうに思います。

我々の方も、先ほど国会議員等というふうに市長がおっしゃられましたので、我々の方も
働きかけを続けてまいりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

とりあえず教育長の再答弁の方をよろしくどうぞお願いいたします。あとは結構ござい
ます。

○議長（阿部五一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

このアレルギー疾患の全体像について、数があるわけですが、それに対する対応につい
ては、これまでも鋭意努力をしております。

特に、市のお医者さんが入っている多賀城市学校保健会というのがあります。それから、
これもお医者さんが入っている各校内の保健委員会というのがあります。

これでいろいろ指導を受けながらこれまでやってきましたが、全国と言わず、多賀城市に
おいてもそういうふうな子供たちがふえているというふうなことで、対応はこれからも十
分に、特に、長期にかかる、あるいはアトピーでありますと、素肌を見せられない、
あるいはプールに入れない、非常に大きな悩みのお子さんがおりますので、そういうふうな対
応については、これまでも十分にやってきたつもりですが、ガイドラインが手元に参りま
すので、さらに徹底をしたいというふうに思います。

2点目の、食物アレルギーというふうなことについては、その子供たちの料理というふうな
ところまではいきませんが、多賀城市においても学校給食運営委員会がございます。それ
で、平成13年から、そういうふうな子供たちに対する取り組みをしております。

現在では、かつて米澤議員にもお話し申し上げましたが、いわゆる1カ月の中のどの給食
で、どんな材料を使っているのか。御家庭の協力を求めながら、それに合った取り組みを
しているというふうなことでございます。

将来的には、さらに進んでいければというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（阿部五一）

8 番森長一郎議員。

○8 番（森 長一郎議員）

本当にナイーブな問題でもありまして、子供たちの抱える悩みも大きいところだと思います。

それで、今、本当に教育長がおっしゃったように、アトピー等に関しては、首のところにも出ている子供とか、いじめを受けたりとかというふうなことが耳に入ってきたりいたします。確かにそういう部分ではナイーブな問題なのですが、まず全員がそのうつる病気ではないとか、そういう共通の認識等を、やはり職員、それから児童、保護者、学校医と連携を図って、趣旨をきちんとしていくと。まず共通の情報、認識を持つということが非常に大事だと思いますので、ぜひガイドラインに沿ってと言おうか、それ以上に子供たちのことを考えていただいていると思っておりますので、ぜひ今後ともよろしくどうぞお願いいたします。

○議長（阿部五一）

休憩をいたします。再開は 2 時 10 分であります。

午後 1 時 59 分 休憩

午後 2 時 10 分 開議

○議長（阿部五一）

再開いたします。

2 番佐藤恵子議員の登壇を許します。

（2 番 佐藤恵子議員登壇）

○2 番（佐藤恵子議員）

私の最初の質問は、留守家庭児童学級の保育時間を、現状の 6 時閉所を 1 時間延長して、7 時閉所としていただきたいというものでございます。

この要望は、子育て環境の充実を訴える親の強いニーズの一つでもあり、私どもも、6 時にしたということのあたりで、議会で訴え続けてまいりました。

結果、今、6 時になったわけですが、実情にそぐわなくなってきたということで、質問をするものでございます。

過日、国民生活センター、座長新保幸男神奈川県立社会福祉大学教授は、「学童保育の実態と課題に関する研究会」を設置して、市区町村調査や大都市の施設調査などを実施するとともに、弁護士や全国学童保育連絡協議会役員、国民生活センター研究員の調査研究を検討いたしました。

そして、学童保育に対する公的な援助体制はかなりおくれた状態、公的サービスとして学童保育全体の量、質の底上げが必要という、行政と施設に向けた提言を発表いたしました。

提言では、さまざまな角度からの提案と改善が述べられていますが、私の今回の質問についての部分を抜粋しますと、質的拡充の問題については、全国学童保育連絡協議会の調査

として、全国的には、6時で閉まる施設が5割あるということでございます。そして、6時半以降に閉まる施設が3分の1となっていると言っております。

同協議会では、父母の就労実態を考慮すれば、午後7時までは、制度として整備することが必要であると指摘をしております。

あと1時間延長してほしいと言っていた市内に家を建て、ローンを払っている若い母親は、5時半までの就労時間で、学校と職場の距離もありますけれども、6時までには迎えに行くことが、「今は職場の理解があり、甘えていてそれができるけれども、いつまで続くか、職場と人間関係の空気を読みながら働かなければならない」と話しておりました。御答弁をお願いいたします。

二つ目の質問も、子育て支援の施策についてお尋ねをいたします。

先日、4人の子供を育てているお母さんから、下の二人の子供を保育所に預けて職探しをした。資格や通勤手段の問題などで、なかなか条件に合うところがなく、あっという間に1カ月が過ぎ、保育所を退所せざるを得なくなりました。

この方の夫は、少し健康に問題があり、いつも薄氷を踏む思いで働いてもらっている。自分も働いて経済状態を安定させたいと思っているが、「1カ月では条件に合った職探しは大変だ」と訴えられました。

自分に合った仕事、安定して働ける職場を探して働くことは、家庭環境にも影響し、子育て環境にも影響すると思います。

1問目も2問目も共通しておりますけれども、多賀城に住んでいただいている子育て真っ最中の方々へのささやかな支援だけでも、支援策としてはPR効果が大きいと思いますが、市長の御答弁をお願いをするものでございます。

三つ目の質問は、笠神一丁目を通る塩釜行きバスのバス停が、2カ所撤去されたことにより、この地域の住民が塩釜への交通手段が制限され、不便をかかっている問題であります。

この問題は、バス停が減って1年以上たちますが、大変困っているという声は鎮静化はしていないのであります。そのうちなれるのではないかとということにはならないようでございます。

さて、塩竈市では、現在バス路線が空白となっている塩竈三中学区地区に対して、ことし11月からバスの試験運行を始めると発表いたしました。

多賀城市当局は、過去の私の一般質問に対して、回答の中で、「バスの問題では定期的に塩竈市などと、関係自治体と協議をしている」と答弁をしておりますけれども、この試験運転の件では、どの程度話し合われたのでしょうか。

また、塩竈市の今回の提案は、本塩釜駅を起点にして、産業道路を通り、中の島、舟入、牛生と芦畔町を回り、本塩釜駅に戻るというものであります。

この計画に対し、塩竈住民の方々、その路線に住んでいる方々は、一定の歓迎はしつつも、下馬駅と西塩釜駅を経由する路線も求めて署名運動、議会に対しての運動を始めてございます。

このことは、笠神の住民の皆さんが塩釜行きバスの利便性を求める声と合致すると思えますけれどもいかがでしょうか。ぜひ塩竈市との協議の中で、笠神を走るバス路線を実現す

る、その方向性を強力に探っていただきたいと思いますが、市長の御答弁をお願いいたします。

4点目の質問は、貞山堀の活用について伺います。

貞山堀の歴史については、前回質問したときに詳しく述べておりますので、ここでは割愛をさせていただきます。

平成18年第3回議会の質問では、貞山堀を抱えている近隣自治体に呼びかけて、サミットしてはいかがかとお尋ねをいたしました。市長は、貞山堀の歴史と意味は認めつつも、貞山堀サミット的なものを関係市町村に呼びかける考えはないと御答弁をされました。

平成19年1月に、運河の魅力を再発見をし、地域コミュニティ再生のきっかけにするという、国土交通省港湾局の公募事業が始まりました。この事業に名取市が、「運河の魅力再発見プロジェクト」として応募し、申請し、全国で8件採択されたうちのひとつとして採択されました。

採択されて以降、現在までの主な事業としては、平成19年5月に、仙台経済懇話会において、貞山運河をテーマに、宮崎正俊部会長、東北大学名誉教授でいらっしゃるが、と、東北大学浜田研究室の浜田良樹先生、この方は幹事でございますが、講演をしています。

また、8月には、貞山運河の魅力再発見協議会設立総会が開かれました。11月には文献調査、現地調査が始まり、現在まで現地交流会、意見交換会、そして総会が開かれております。

先月15日には、大代地域を中心とした第3回貞山運河現地視察交流集會が開かれました。これには本市からも高倉商工観光課長ほか2名の職員と、関係する自治体から、仙台、名取、ここには名取市長も昼から参加いたしました。名取、岩沼、塩竈、東松島、七ヶ浜、松島の自治体から17人、民間団体から3人、オブザーバーとして東北地方整備局塩釜空港空港整備事務所、仙台地方振興事務所から4人が参加をしております。

この間の事業を要約した報告書、これも本市とかわりのある部分だけを抜粋しますと、「観光産業の振興という観点で評価すれば、交通アクセスのよい仙台空港周辺、多賀城・塩竈地区、東名運河の優位性が目立つ、際立つ。さらに、多賀城・塩竈地区には十分な沿線人口もあり、松島や浦戸諸島など可能性が広がって、観光、まちづくりの両面から期待が持てる」と総括をしております。

私は、5月15日の大代を中心とした現地交流集會に参加させていただきましたが、改めて資料をいただき、他自治体の貞山堀の現状を知ることができました。

また、貞山堀の地元に住んでいながら、ゆっくりと見るができなかった場所や施設に触れることができました。約300年前に始まった、人の手でつくられた総延長50キロメートルの日本一長い運河、それが今も私たちと暮らしをともにしていることや、当時の土木技術の確かさに感動をいたしました。

大代緑地公園内の運河上にかかる橋の上に立ち、遠く仙台港方向を眺めると、その川が見てきたそれぞれの時代が浮かんでくる、そんな気がしたものであります。

それぞれの運河所在地で、川を中心としてコミュニケーションが深まり、それが運河に沿って横につながっていく、地域おこしとしての新しい役割を貞山堀に与えてはいかがでしょうか。このことは、多賀城にとっても大きな意味があるのではありませんか。

ことしから本市もこのプロジェクト事業の理事として、事業推進役の一端を担うことになりました。多賀城の活性化や産業振興、観光の観点から、貞山堀の多彩な魅力を引き出す活動に取り組むことを考えるべきだと思いますけれどもいかがでしょうか。お答えをお願いします。

以上、4点について、第1回目の質問を終わります。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

佐藤恵子議員の御質問にお答え申し上げます。

留守家庭児童学級の開所時間を、児童の保護者の多様な就労実態を考慮し、午後7時まで延長されたいとのことですが、保護者の就労形態が多様化し、少なからずニーズもあることは承知しております。

しかし、先ほど米澤議員に答弁いたしましたとおり、留守家庭児童学級の過密化問題や指導員の確保問題が早期に解決すべき課題であると考えておりますので、時間延長については今後の課題とさせていただきたいと思っております。

次に、求職活動中の保育所入所期間を、2カ月まで入所できるようにされたいとのことですが、御承知のとおり、保護者の求職活動により、新規入所する場合は2カ月、既に児童が入所していて、保護者が何らかの都合により離職し、求職活動をする場合は原則1カ月を猶予期間としております。

現在は、原則1カ月の猶予期間については、個々の事情を考慮し、柔軟に対応しているところですが、今後ともその方針で対処してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、公共交通問題についてお答えいたします。住民の足確保、将来の交通体系づくりを目標に、2年ほど前から2市3町の担当者が集まり、バス担当者会議を年5回ほど開催しているところでございます。

御質問のありましたバス運行については、塩竈市より「しおナビ 100円バス」空白地帯における新たな交通手段を試験的に導入する方向で検討を始めると、昨年末に報告を受けております。

塩竈市が計画中の新たな交通手段は、塩竈市の東部地区、中の島、舟入、牛生、芦畔のしおナビ 100円バス空白地帯の人口約3,120人、世帯数では約980世帯における生活の足確保と、中心市街地の集客手段構築のための、小型車両を利用した定時定路線型の市内完結路線型であり、現在、試験運行開始に向けて準備を進めているところでございます。

具体的には、本塩釜を起・終点に、県道仙台・塩釜線、これは都市計画八幡築港線ですが、を通り、塩釜東部地区を回って本塩釜に戻るコースと聞いております。

ただいま、佐藤議員より、塩竈第三中学校区の住民による要望運動が始まっているとの情報提供がございましたが、現在、運行主体である塩竈市においては、運行ルート、料金体系、車両規格などについて検討中であり、運行形態が確定していない状況でございます。

本市といたしましては、今後、塩竈市の動きを注視するとともに、塩竈市が計画する新たな交通手段が本市の笠神地区の皆さんにとっても利便性が増すような路線となるよう、バス担当者会議を通じて塩竈市に要望してまいります。

最後に、貞山堀についてですけれども、運河の魅力再発見プロジェクト事業につきましては、国土交通省港湾局が公募を行い、全国で、先ほどお話があったとおり、8件採択を受けた事業であり、名取市の申請による貞山運河の魅力再発見プロジェクトもその中の事業であります。

現在、名取市を事務局として、貞山運河沿いの7市2町と学識者、運河にかかわる民間団体等で構成する貞山運河の魅力再発見協議会が設立されております。

当協議会では、これまで、昨年度2回、本年度1回の現地調査会を行い、貞山運河の全体像とそれぞれの地域ごとの特色を把握してまいりました。

本年度の現地調査会では、本市を中心とした御舟入堀を調査しましたが、参加された方々には、生活に密着し、現役で活用されている生きた運河の魅力を十分に感じていただいたものと考えております。

貞山運河は、日本一長い運河であり、そのブランドイメージと地域ごとの多彩な魅力の確立を目指し、今後、地域の活性化や産業振興などの観点から、運河の活用方法を見出すとともに、利活用の基本方針を定めるマスタープランを、本協議会として策定することとなっております。

今年度は、これまでの現況調査等を踏まえ、マスタープランの策定に向けて、施策の方向性を検討していくこととなっておりますので、その中で、観光、レクリエーション資源としての活用を研究してまいりたいと考えております。

○議長（阿部五一）

2番佐藤恵子議員。

○2番（佐藤恵子議員）

子育てのところをまとめて2問やります。時間延長の部分は、人材の確保から、過密化の解消をしてからというお話でしたけれども、ちょっとそれと問題はまた別なのではないかと。時間を6時から7時の間に預かってほしいという要望をする人たちの人数がどのぐらいいるのか、そして、保育士さんの負担なども含めて、費用がどのぐらいかかるのかというあたりを少し検討していただきながら、本当に今、ローンを抱えている人などは大変なのです。働くのに。職場との環境の、だんなさんが迎えに行くのかとか、奥さんが迎えに行くのかとか、そういうことができない人は、どうも職場に甘えて、職場に連れていくことしかないとか、今、私にそういうふうに訴えられた方は、職場の好意に甘えているというふうなことでございましたけれども、サポートセンターを使ったり、さまざまなアドバイスをしましたけれども、それも自分の家の実情にはそぐわないということで、現状そうなっていると。

そういう人たちが、本当に、今必要な人たちがどのぐらいいるのかというのを検討しながら、ぜひ、30分でもいいと思うのです。6時半でもいいと思うのです。その辺で、保育士さんの、さまざまな多様化する、その働き方の多様化の検討も含めて、ぜひ手をつけていく分野だというふうに思うのです。そういうところも解決していけば、非常に簡単なことなのではないかと。余り莫大な予算がかかるわけではないですし、すぐできそうな気がするのですけれども、もう一回いかがでしょうか。

当然、延びた分は父母の負担も少し重なってくるわけですし、全く無料で預けるというわけではないわけですから、その辺をもうちょっと現実的な計算をしながら、今必要な両親にどのようにこたえていくかというあたりを、もう一回御答弁をいただければありがたいというふうに思います。

それから、職を探すときの保育所の入所条件なのですが、これも私に1カ月では短くて、探し切れなかったと訴えた方は、1カ月が間近に迫ったところに、保育士さんに、「どこでもいいから、この際働いたら」と言われたと言うのです。そういうわけにいかなくて、とうとう退所してしまったというふうに言うのですが、柔軟に対応しているのであれば、それはもう明確に2カ月は入っていただけるということを、ちゃんと書くべきではないでしょうか。

ちょっと事前に話をしたときには、「2カ月、3カ月ぐらいいた人もいた」というようなお話を聞きました。それはそれで悪いとは言いませんけれども、もうちょっと預けたいのだというような声を出せない人に対しては、そういうふうに大変不公平な扱いになると思います。やはりきちんと明文化して、2カ月預かることができるということを書いてあげることが、父母に対しての思いやりではないでしょうか。それももう一回御答弁をお願いいたします。

それから、バスなのですが、何か大分わかっていたいただいたような、何回も質問しているうちに、ようやくわかってもらえたかというような気がします。

「産業道路を走るバスというのは何でなの」と、私、多賀城市民ですけれども、なぜこんな提案をされているのだらうと思ったのです。やはり地元の人たちも、塩竈のその近辺の人たちは、「ないよりは、どこを走ってもいいから、あった方がいい」という思いでいるのですが、やはり現実的には、45号線に出る道路を要求しているようなのです。

ですから、ぜひその辺で、塩竈の住民の人たちの後押しもしながら、多賀城の住民の最大限メリットを考えて、ぜひこのところで実現できるように、担当の人たち、全力で頑張っていたきたいと思います。

今必要な高齢の人たち、本当に、「そのうちなれるだらう」と思ったら大間違いですよ。行くたびに私は言われるのですから、「バスどうなったの、バスどうなったの」と。そういう意味では、「私たちの足を、市長はどう考えているのだらう」と、そういう声が聞こえてきますから、ぜひそういう判断で頑張っていたきたいと思いますというふうに思います。

ちょっと、私、今、市長の答弁で少し喜んだのですが、ぬか喜びをさせないように、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、貞山堀の問題なのですが、これも1回目の質問のときには、市長の冷たい態度にちょっとがっかりをしたということがあったのですが、実態、その直後にたまたまその国の事業が始まったということで、何かタイミングがよかったかというふうに今思うのですが、仙台の若林区の職員の方が大代を見にいらっしゃいました。そして、さまざまうんちくを傾けていらっしゃったのですが、いろいろなところで横につながっていく、可能性の大きい事業だというふうに、私はそのとき思って聞いていました。

ぜひ、そのマスタープランが明らかになった中で、多賀城にできることを、余りお金のことを心配しないでできるようなことからまず手をつけ、手始めにさせていただきながら、ロマンを持ったまちづくりというのですか、多賀城の一方での、その東側の産業振興、あるいは住民の方たちのさまざまな生活に潤いを与える場所として、ぜひ検討の準備に入って

いただきたいというふうに思いますので、これは、全部4問に対して、改めてまた御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

佐藤議員からいろいろ再質問ありましたけれども、留守家庭児童学級の関係でございますけれども、私も、この間、「おぼんです懇談会」で、多賀城小学校のすぎのご学級のところが、大分あんなにもうパンク状態だというふうなことを言われましたので、現地に行つて、現状を見させていただきました。

確かに、もうそういうアップアップの状態だというふうなことが把握できましたので、その辺をまず対応していくためにはどうしたらいいかということ、ちょっと考えてみたいというふうに、担当部署と一緒にいったものですから、考えております。

ただ、これの延長保育をどのくらい望んでいるのかというのを、その辺、聞いてみないとわかりませんので、まずその把握が大事なのではないかというふうに思いますので、ただ、やはりもうパンク状態というのをやはり直していかないと、その先に延長ということもあり得るのかというのは、これは事実でございます、携わる先生方も大変な状況だと思いますので、ちょっと調べてみたいというふうに思います。

それから、求職活動中の保育所入所期間の問題でございますけれども、この辺については、今の学童保育の時間延長とあわせて、私の足りない分、保健福祉部次長から答弁させますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それから、笠神地区とのバスの関係でございますけれども、今、バスの担当者会議を開いているということで、その推移を見守りながら、多賀城にとって有利なコース、どういふふうなものがあるかということも、これも考えてみたいというふうに思います。

貞山堀に関しましては、マスタープランの策定に向けての施策の方向性、私が答弁で申し上げましたように、検討していくことになっているわけでございますから、その流れを把握しながら検討してみたいと思います。

○議長（阿部五一）

保健福祉部次長。

○保健福祉部次長(兼)社会福祉課長（内海啓二）

佐藤議員からの再質問にお答えします。

まず、学童保育の関係でございますけれども、市長が申し上げたとおりでございますが、まずそのパンク状態の解消ということでございますけれども、これも米澤議員の御質問にお答えしましたように、要するに、学童保育というふうな部分だけでこたえるのではなくて、いろいろな形で、この辺の政策の組み立てをしていければ、いろいろなニーズに対応できる姿が構築できるのではないだろうかというふうな感じに思っております。

例えば、平成19年度から始まりました「放課後子どもプラン」の中では、これは文部科学省であるとか、あるいは厚生労働省であるとか、さまざまな支援のための施策も出てござ

いますので、こういったことも視野に入れながら、こういった選択をしていけばいいのかというふうなことを、検討させていただければというふうに思います。

それから、保育所の関係でございますけれども、これも多賀城市に子供が多いというゆえの悩みではないのだろうかというふうに思っております。

ほかの自治体の場合ですと、どうも保育施設の定員が大分余ってきているというふうなこともございまして、それなりの柔軟な対応ができていっているのかというふうな感じにも思っております。

例えば、平成 19 年度の本市の待機児童の数の推移でございますけれども、4 月段階では確かにゼロになるわけでございますけれども、年間を通じますと、月平均で 23.8 人というふうな形になってございます。

こういったことを考えますと、やはり、一方では純粋に職を持っていながら、お待ちになっている方もいるのだろうかというふうなこともございます。

したがいまして、この辺とのバランスも考え合わせながら、対応を考えていかなければならないのかというふうに思っておりますが、現実、特に入所中の子供が、親の求職のために云々というふうな部分につきましては、多賀城の期間がやはり短くなってございますので、実態も把握した上で、どんな対応ができるか、ちょっと考えてみたいというふうに思っております。

○議長（阿部五一）

2 番佐藤恵子議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

よろしくお願いたします。2 カ月と、柔軟に対応しているのであるから、ちゃんと書いてあげるといことが、現実的なのではないかというふうに思います。

子育ての支援の部分では、いずれの要求もそんなに気が遠くなるようなお金がかかる要求ではございませんので、ぜひ、今言われたところで真剣に検討していただいて、父母の子育ての支援等を実現させていただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

○議長（阿部五一）

7 番雨森修一議員の登壇を許します。

（7 番 雨森修一議員登壇）

○7 番（雨森修一議員）

本日は最後の一般質問者となりました。この場をいただきまして、演壇に立つことの感謝を申し上げます。

初めに、14 日午前 9 時に発生いたしました岩手・宮城内陸地震において、被害が拡大し、きょうの新聞では死者が 9 名と。あるいはまた、行方不明になった方が 13 名というふうに発表されました。

不幸にして死亡された方に対して、心よりお悔やみ申し上げます。

また、被害を受けられました皆様に対してもお見舞い申し上げ、再起、復興されますことを心よりお祈り申し上げながら、できましたら、議会が終わりましたら、私自身もボランティアの活動として現地へ赴きたいとそのように感じております。

本題に入ります。平成4年、今から16年前でございますけれども、この多賀城駅前、多賀城6万市民の生命と財産、そしてまた、安心・安全なまちづくりということで、16年前から取り組みをさせていただきまして、今日に至ったわけでございます。

平成13年4月には、多賀城の治安悪化がより進んでおる、その解決をするためにも、前市長に決断をいただきまして、駅前警察官立寄所というものが設置されました。

そして、また、その場所を活動拠点として、地元の防犯団体の方々が非常に積極的に活動していただいていることに、心より感謝申し上げる次第でございます。

さて、この施設といいますか、現在12時まで活動されておるのですけれども、現在どのような状況下にあるかと。再度、市長の方もいろいろな関係機関に要望書を提出して、努力しておられるようでございますけれども、その内容についてお伺いするわけでございます。

2月の議会で、伏谷議員さんがいろいろと一般質問しておられまして、市長の答弁も拝読いたしております。その中で、宮城県の前東土木事務所跡地の活用につきましては、私、以前にも申し上げたように、塩釜の警察が非常に手狭になっているということでありまして、勝手に手狭にしたに於ては困るのであります、いずれにいたしましても、駐車場も少ないというもろもろの声も出ております。

できれば、将来、旧東土木事務所、多賀城の新設ではなしに、塩竈から移転できるのではなかろうかなと、そういったことを考えながら、前提にしながら、関係機関に働きかけていただきたいと、このように私自身は思っております。なかなか難しい問題でございます。

ある場で、塩竈の議長といろいろと話しておったのですが、「異論はない」ということでございまして、では、名前を何にするかと。私は、「宮城郡だから、宮城警察がよかろう」と。そうしたらどなたにも不平不満がないわけでございまして、多賀城だとか塩竈にこだわるのではないということで、議長とも話しております。近々また、塩竈の佐藤市長にもお会いして、私の立場から、そういったものを踏まえながら、いろいろと御意見並びに私の考えを話してみたいと思っております。

そういったことで、非常に簡単ではあります、現状を、お答えは大体、もう16年間もやりましたので、今、市長でございますけれども、その当時は多賀城の市会議員でおられました。元多賀城市会議員の、現在は市長でございますけれども、いろいろと一般質問の内容も私もお聞きしたこともございます。それを踏まえまして、ひとつよろしく願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

雨森議員の御質問にお答え申し上げます。

多賀城駅前の幹部交番設置要望の進行状況についての御質問ですが、雨森議員からは、平成19年第3回定例会でも同様の御質問があり、御回答を申し上げているところでございます。

その後の状況につきましては、昨年10月に、塩釜地区広域行政連絡協議会を通じて、宮城県に対し、多賀城駅周辺地区への大型交番設置について要望したほか、本年2月に塩釜警察署長に、3月には宮城県警察本部長に、4月には宮城県議会議長及び県議会文教警察常任委員会の委員に対し、要望書を提出したところでございます。

幹部交番の設置につきましては、長年にわたる地域住民の切なる願いであり、安全で安心なまちづくりを進めていく上で最も重要な環境整備の課題でもございますので、今後も早期誘致に向けて、機会あるごとに関係機関に対して働きかけを行ってまいりたいと思っております。

次に、仙台東土木事務所の跡地に塩釜警察署の移転を考えてはどうかとの御質問ですが、本年の第1回定例会において、伏谷議員からも同様の御質問がございました。

あの跡地については、交通アクセス面や位置的な点からも、適地であると認識するものですが、警察署自体の移転あるいは新設ということになりますと、宮城県全体の警察署再編計画にも影響を及ぼしますので、第1回定例会でもお答えしましたとおり、引き続き宮城県及び宮城県警察本部の動向を見きわめてまいりたいと思っております。

○議長（阿部五一）

7番雨森修一議員。

○7番（雨森修一議員）

ありがとうございました。大体そのようになるのではなかろうかと予測はいたしておりました。

実はこの間、金曜日ですか、休会でございます。私、久しぶりに塩竈の今度赴任された署長さん、あるいはまた副署長、それから、今度やはり4月から入りました多賀城の交番所長、午後は県の土木、総務の課長ですか、あるいは県警本部の企画課ですね。交番をつくるかつくらないか、必要であるか必要でないかという審査をする窓口でございます。その担当者は警部、ちょっと警視は会議中でありまして、何か突然に電話するものですから、なかなか相手も仕事があるものですから、警部が約6人、県警で6人おりまして、いろいろと会ってきたのですが、東土木の場合は、あれは管財課に貸すそうであります。ですから、管財で使ってくれば、まだまだ期間がありますので、多賀城も時間をかけながら、市長を初め関係機関にそういった交渉もできるのではなかろうかと。民間に貸すとなかなか返ってこないものですから、それは大いにいいのではないかと、私も土木の総務の方に話しておりました。

それから、この交番の件ですが、私は、4年あるいは、また延びても5年後に、多賀城も高架になるわけです。これを百年の計として、これをひとつ契機として、何としてでも駅前に持ってくるのだという信念のもとにやらないと、これはできませんよ。はっきり申し上げて。市長も御存じだと思います。

これは回答が来ておりますけれども、多賀城駅から1キロメートルぐらいだったら、そんなに遠くないだろうとか、建物がまだ30年になっていませんね、建てかえて。ですから耐久力があるとか、それから、その16人の人員を配備しているから、そんなに天下の平均的にそんなに忙しくないだろうかというような回答がなされているのです。

私、担当課で、今度4月から入りました担当課長に話しました。余り多賀城の実情を知らないのです。はっきり申し上げて。「そんなですか」というようなことを簡単に言うものですから、私、非常に激怒しまして、多賀城の市民にとって失礼だということで、私ちょっとどなったのです。やはり、言ったのです。もう我々の前の議員さん方々が、陳情とか要望とか、市長もそうですけれども、前の市長から、一生懸命今日まで来ているわけです。まだまだ浸透しておりません。

確かに、県警本部長さんとか知事とか、そういう方に要望書を出すのはいいのですけれども、あの方々はかわってしまえば、また更地に戻ってしまうのです。これの繰り返しののです。はっきり申し上げて。

ですから、この担当課長、あるいはまた警視、こういう人たちにうんと食い下がって私、いこうと思うのですけれども、非常に彼らもむかつときていましたけれども、私はもう今さら、「これを調査してみる」とか、しないとかという段階ではないのだということで、はっきり申し上げておったのです。非常にちょっと感情的になりまして、お互いにやり合ったのですけれども、やはりもう、今さら、15年も6年も、7年もたっているのです。担当課がかわるとべろっと変わるのです。

ですから、ぜひ、ひとつ市長、この6万市民一体となってこの問題に取り組んでいただきたい。そして、新しい多賀城の駅前、駅の顔に沿うように交番も、6万市民のために、いつの間にか幹部交番になったのですけれども、最初は交番というふうに申し上げておったのですけれども、幹部交番だ、幹部交番ということで、これも県に言いました。「あなた方が言ったのですよ。あなた方の仲間が言ったので幹部交番になったのです」ということを、きのう申し上げましたら、おとといですか、その担当官は、「えっ」ところ私の顔を見ていまして、「あなた方が教えてくれたから、幹部交番にしたのですよ」ということを強く申し上げておきました。

とにかく全力投球で、これから4年、5年、多賀城の夢をかけてでもやるように、我々も一生懸命努力してまいりたいと思いますので、市長もよろしくお願いいたします。

とにかく駅前は、平成3年に駐輪場の横板を、14枚あるのですけれども、1枚ずつ減らしまして覆われましたね。そして自転車の盗難とか嫌がらせをなくしたのです。それが平成3年、それからその次は2階に防犯カメラをつけました。これが第2段の防犯対策です。今度は立寄所をつくったのです。3番目できたのです。今度第4番目は、駅前交番、駅前幹部交番の早期実現化ということでございますので、ぜひひとつ、くどいようでございますけれども、よろしく願い申し上げます。市長、もう一度お願いします。熱意をどうぞひとつ。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

今後もお頑張ってまいりますので、ひとつ、今やっていること自体、一生懸命やっているということは、恐らく雨森議員御存じだと思います。ですから、平成23年度か4年度には高架もできますし、その辺に向けて頑張っていきたいということで、よろしく御協力のほどをお願いいたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日は午前 10 時から本会議を開きます。

本日はこれにて延会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午後 2 時 55 分 延会

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 20 年 6 月 16 日

議長 阿部 五一

署名議員 佐藤 恵子

同 深谷 晃祐